

平成 17 年 3 月 定例会

酒田市議会会議録(抄本)

(第 2 回)

酒田市議会事務局

平成17年3月2日(水曜日)午前10時0分開会

出欠議員氏名

阿 部 與 士 男 議 長				渡 部 貞 博 副 議 長			
出席議員 (27名)							
1番	齋 藤	周	議員	2番	長 谷 川	肇	議員
3番	市 原	栄 子	議員	4番	堀	豊 明	議員
5番	市 村	浩 一	議員	6番	佐 藤	丈 晴	議員
7番	佐 藤	善 一	議員	8番	高 橋	千 代 夫	議員
9番	千 葉	衛	議員	10番	門 田	克 己	議員
11番	登 坂	直 樹	議員	12番	菅 原	良 明	議員
13番	関 井	美 喜 男	議員	14番	佐 藤	猛	議員
15番	堀	孝 治	議員	16番	佐 藤	勝	議員
17番	兵 田	藤 吉	議員	18番	橋 本	明 宗	議員
19番	富 樫	幸 宏	議員	21番	佐 藤	宮 太	議員
22番	毛 屋	実	議員	23番	村 上	栄 三 郎	議員
24番	鈴 木	光 祐	議員	25番	菅 井	儀 一	議員
26番	渡 部	貞 博	議員	27番	佐 藤	弘	議員
28番	阿 部	與 士 男	議員				
欠席議員 (なし)							
欠 員 (1名)							

説明のため出席した者

阿 部 寿 一	市 長	中 村 護	助 役
加 藤 勝 記	収 入 役	菅 秀 男	水道事業管理者
日 向 浩	総 務 部 長	阿 彦 實	総務部付消防調整監
松 本 恭 博	企 画 調 整 部 長	五十嵐 龍 一	企 画 調 整 監
渡 会 豊 明	市 民 生 活 部 長	佐 藤 幸 一	健 康 福 祉 部 長
阿 蘇 弘 夫	建 設 部 長	佐 藤 勝 美	建 設 部 技 監
和 田 邦 雄	農 林 水 産 部 長	石 堂 栄 一	商 工 観 光 部 長
鈴 木 信 一	総 務 課 長	齋 藤 研 一	職 員 課 長

丸山 至	企画調整課長兼 合併対策室長	佐藤 俊男	病院事務部長
原田 昌之	水道部長兼管理課長	冨澤 晃	教育委員会委員長
伊藤 明生	教 育 長	高橋 康雄	農業委員会会長
前田 弘	選挙管理委員会 委員長	阿部 敬蔵	監 査 委 員



事務局職員出席者

茂木 寛治	事 務 局 長	斎藤 仁志	事務局次長補佐
金沢 貞敏	議事調査主査兼 議事調査係長	渡部 幸一	庶務主査兼庶務係長
佐藤 裕明	議事調査係主任	眞嶋 里佳	庶務係主事
須階 和美	庶務係主事		



議事日程

議事日程第1号

平成17年3月2日(水) 午前10時開議

- 第 1. 会議録署名議員指名
- 第 2. 会期決定
- 第 3. 議第13号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について
- 第 4. 議第14号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 第 5. 議第15号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について
- 第 6. 議第16号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- 第 7. 議第17号 庄内北部地域合併協議会の廃止について

本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

開 会

- 阿部與士男議長 おはようございます。
ただいまから平成17年酒田市議会第2回3
月定例会を開会いたします。

開 議

- 阿部與士男議長 本日は全員出席であります。
直ちに本日の会議を開きます。
本日は、お手元に配付いたしております議
事日程第1号によって議事を進めます。

会議録署名議員指名

- 阿部與士男議長 日程第1、会議録署名議員
の指名を行います。

会議録署名議員に

- 10番 門 田 克 己 議員
11番 登 坂 直 樹 議員
12番 菅 原 良 明 議員

の3名を指名いたします。

会期決定

- 阿部與士男議長 日程第2、会期決定を議題
といたします。

議会運営委員会において取り決められまし
た結果の報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長、17番、兵田藤吉議

員。

(兵田藤吉議会運営委員会委員長 登壇)

- 兵田藤吉議会運営委員会委員長 おはようご
ざいます。

御報告申し上げます。

去る2月24日の議会運営委員会におきまし
て、本3月定例会の会期は本日2日から3月
25日までの24日間と決定いたしました。

なお、細部につきましては、お手元に配付
の日程表のとおりでございますので、よろし
くお願い申し上げます。

- 阿部與士男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員
会委員長より報告ありましたとおり、本日2
日から3月25日までの24日間といたしたいと
思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 阿部與士男議長 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日2日から
3月25日までの24日間と決定いたしました。

議第13号酒田市、飽海郡八
幡町、同郡松山町及び同郡平
田町の配置分合について外4
件

- 阿部與士男議長 日程第3、議第13号酒田市、
飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の
廃置分合についてから日程第7、議第17号庄
内北部地域合併協議会の廃止についてまでの
議案5件を一括上程の上、議題といたします。

市長提案理由説明

○阿部與士男議長 提案者の説明を求めます。

阿部市長。

(阿部寿一市長 登壇)

○阿部寿一市長 ただいま上程になりました合併に係る議案の概要について御説明申し上げます。

今日、地方公共団体を取り巻く状況は、地方分権、少子高齢化の進展、厳しさを増す財政状況など、大きな変革期にあります。

このような中、本市と八幡町、松山町、平田町が合併することにより、地域の魅力や地域の力を統合して発展することが、本地域の最良の選択であると考え、去る2月19日に合併協定書の調印に至りました。

これまでの道のりは決して平坦なものではありませんでしたが、合併協議の中で培われた共通理解と一体感は今後の新たなまちづくりの礎となるものと考えます。

これまでに御理解と御協力をいただきました市民の皆様、市議会議員各位に心よりの感謝を申し上げ、概要について御説明申し上げます。

議第13号については、北庄内合併協議会関係4市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めます。

議第14号については、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第7条第4項の規定により、協議して定めることについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めます。

議第15号については、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を、地方自治法

第91条第7項の規定により、協議して定めることについて、同条第10項の規定により、議会の議決を求めます。

議第16号については、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期を協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求めます。

議第17号については、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、庄内北部地域合併協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めます。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○阿部與士男議長 休憩いたします。

10時40分再開いたします。

午前10時6分 休 憩

午前10時40分 再 開

○阿部與士男議長 再開いたします。

~~~~~  
議案に対する総括質疑

○阿部與士男議長 これより質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

堀 孝 治 議 員 質 疑

○阿部與士男議長 15番、堀孝治議員。

(15番 堀 孝治議員 登壇)

○15番(堀 孝治議員) おはようございます。

合併について、今までさまざま議論があっ

たわけですけれども、今回私から合併についての総括の質問をさせていただきます。

今議会で合併の議決をするに当たりまして、合併に至ったこれまで3年間の経緯、また調印式は終えたものの、合併時までに行わなければならない調整項目、また新市建設計画などについて、ここで一度総括しておく必要があると考えますので、これらについて質問いたします。

まず、質問に入る前に、調印式を終えたことに対しまして、半ばということですが、これまで約2年にわたる細部の調査から始まりまして、今日の協定項目の調整に多くの労力を割いていただいた職員の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

今、全国で進められている合併は、合併特例債や合併補助金、また税源移譲など、国主導による誘導政策であるという意見もありますけれども、地方分権、あるいは地方の自立性を喚起するという点から見れば、まだ現在の交付金、あるいは税の配分などに不満は残りますが、国の財政状況から見ても、やはりいずれ取り組んでいかなければならないことととらえております。

また、市においても、少子高齢化や産業構造の変化により、継続的な発展を確信しにくくなっていることから、ここで新たな発展の基礎をつくっていく必要があると私は思っていますし、そういった点で合併は必要なものと考えております。

さて、合併について、簡単なこれまでの経過を述べますと、平成14年4月7日に1市6町長による合併に関する基本的な考え方を議題とする懇談会から始まった合併に関する協議は、さまざまな曲折を経て、ことし2月19日に1市3町による合併調印式を終えるに至りました。

この間、平成14年12月18日には立川町、余

目町が参加見送りを表明し、平成15年2月1日に1市4町の議決を経て、庄内北部地域合併協議会の設置がなされ、山形県の合併重点支援地域も変更されて、この後、合併基本4項目を初めとする具体的な協定項目、事務事業の協議が始められることになりました。

しかし、平成16年10月6日に突然遊佐町が離脱を表明したことから、11月16日に新たに北庄内合併協議会が設置されましたが、協定項目の調整が進んでいたことから、2月19日に調印することができました。

こうした合併に係る経過を見てみますと、当初の1市6町の協議から今日の1市3町に合併の形態が変わったことについて、これまでの議会でも議論されてきましたが、改めてそれぞれの離脱の要因にはどのような理由があったのか。そして、これについてどのような認識をしているのかを確認の意味で最初にお伺いいたします。

また、合併の方式から新市建設計画までの24の協定項目の基本合意がなされましたが、合併までに調整するとある細部の項目が、私がさっと見たところでも22あります。

この中には、地域協議会設置条例の設置、あるいは事務組織及び機構の取り扱い、また職員退職手当組合の取り扱いなど、重要な案件があると考えております。

これらについては、今後どのような手順、方向で取りまとめをしていくのか。また、合併時に統一する、あるいは3年、5年をめぐりに統一するとありますけれども、幾つか重要と思われる具体例を挙げて、このことについても答弁をいただきたいと思います。

そして、新市建設計画はどのような検討を経て出された計画なのかもお答えいただきます。

また、ことし1月から2月にかけて住民説明会が行われ、市民の皆さんからも意見を寄

せられましたけれども、どのような意見が出され、それをどう評価していらっしゃるのかもあわせて伺います。

以上、1問目を終わります。

(阿部寿一市長 登壇)

○阿部寿一市長 堀孝治議員の御質問にお答え申し上げます。

さまざまな曲折を経て、2月19日の合併調印ができ、そしてまた本日このような形で関係議案の提案ができるということは、本当に私自身感無量でございます。御協力をいただきました議員各位、市民各位に心から御礼を申し上げますとともに、また提案させていただき、思いも新たにしっかりした合併に向かって努力を重ねていかなければならないという気持ちを新たにしているところでございます。

それでは、お尋ねをいただきました質問について順次お答えさせていただきます。

まず、合併の枠組みについても何回か変化があったわけですが、当初1市6町で合併の任意協議会を立ち上げさせていただきました。

この理由といたしますところは、さまざまなデータなどを見ても、日常の買い物とか、医療、そしてまた経済活動、通勤とか、そういうものも含めて、1市6町は一体として発展してきたと。それから、消防やごみ処理の業務についても、共同で今日まで実施してきたということから、この1市6町という枠組みでまずは考えていくことが合理的であろうというようなことで協議を開始させていただきました。

しかし、1市6町、ただいまもデータのお話を申しあげましたけれども、さまざまな結びつきという意味では、もちろん強弱があるわけございまして、そのようなことなども一つ理由になりますが、個々の話について、どこまで踏み込むことが適当かどうかはわか

りませんが、まず立川町などは、やはり鶴岡市側との結びつきも一定程度強いものがあると。

それから、立川町と同様にまちづくり、独立で庄内町をつくっていこうという意志決定をした余目町におかれましては、その協議が始まって以降、町長がかわり、そしてまたその中で自立してまちづくりを進めていくというような方向を打ち出されておられ、この2つのことから、最初に余目町、立川町の両町が協議会に参加しないというふうな結論が出されたわけでございます。

次に、遊佐町についてであります。1市4町の酒田飽海というような形で、より結びつきが強い地域だろうというふうなことで、協議も順調に進めてきたところでございますが、やはり水道問題などを中心に、一部なかなか協議が調わない項目がありました。しかし、最後の打開に向けて、いろいろ努力した過程での突然の離脱表明であったわけございまして、私たち自身も幾らかというか、かなり当惑したわけでございます。

しかし、何回かこの遊佐町についても一緒にやりましょうという働きかけをしてきましたけれども、遊佐町の町長さんの意志もかたく、自立の道を歩まれるということで、今日に至っているわけでございます。

合併については、私たちの思いは思いとしてあるわけでございます。議員からもお話がありましたように、財政のみならず、一体として発展してきた地域がさらに一層発展を目指すためには、合併というのが大きな選択肢ではないか、その発展の基礎ではないかという御指摘、ごもつともだというふうに思います。

しかし、最終的にはそれぞれの町の判断というものを尊重しなければならないのが合併だというふうに思います。酒田市では、1市

6町それぞれの町に対して、中心都市としての役割を果たしながら、誠心誠意協議を重ねてきたつもりでございます。そんな中でのそれぞれの町の判断でございますので、私は判断を尊重すべきではないかというふうに思います。

また、それぞれの枠組みが変わる過程において、議会にも協議をさせていただきながら、そういう意味では市民の意志なども確認しながら進めてきたつもりでございますので、離脱の要因などについては、今申し上げたようなことだろうというふうに思っておりますし、私たち自身は、その離脱に当たって、荷はありましたけれども、手続的には丁寧に対応してきたということは御理解いただきたいと思っております。

ただ、離脱は離脱として、このたびの合併からは離脱ということでございますが、一緒にまちづくりを進めていくという仲間同士という位置づけは全く変わるものではございませんし、また合併ということも、このたびの合併特例法の期限内の合併には間に合わなかったというだけでありまして、その合併の必要性なりについては、これからも徐々に高まっていくのではないかというふうに思います。

当議会でも何回か答弁させていただいていますが、引き続き関係する町には門戸をあげながら、さまざまな協議を重ね、ともに地域づくりを一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

次に、合併までに調整するとした項目の調整についてのお話がありました。私自身合併の調印まで具体化できなかった部分も相当あるわけございまして、このことについては、決して先送りをするのではなくて、逆に合併までの間、なるべく早い時期に地域の皆さんに合併の全体像がわかりやすく伝わるといった意味でも明らかにしていきたいというふ

うに思っております、担当の職員、部署などについても、日常業務をこなしながらでありますので、かなりの大変な場面もあろうかと思っておりますが、なるべく早く具体的な方向性を出していこうではないかという話をしているところでございます。

具体的な例云々という話がありましたので、この点については、担当の部長の方から答弁いたしますが、私自身なるべく早く具体的な方向性を明らかにしていきたいというふうな思いでおります。

この合併の調整をするという項目とは別に、新市建設計画というものの策定の手続、手順みたいなお尋ねがございましたが、これについては、基本的には各構成市町の総合計画というのがその地域のやはり地域づくりの基礎・基本でありますので、これを最大限に尊重するというようなことを一つの方針にさせていただきます。

それから、もう一つは、合併をするわけありますから、相互の連携強化でありますとか、さらには統合することによって、メリットが出る事業というようなことも新市建設計画には大きく盛り込んでいこうではないかというようなことも一つの基本方針にしてきたところでございます。

具体的な策定手順ということになります、これにつきましては、まずは総合計画を尊重しながら、案を出し合い、1市3町の担当課長などによります分科会で原案をつくり、それを市民の代表から成る合併の協議会、その中の新市建設計画に係る小委員会で十分議論いただいた上で、全体を合併協議会全体で議論したというような段取りで策定してございます。

また、県に係る事業なども多数盛り込んでおりますので、この新市建設計画につきましては、県との協議ということもあらかじめさ



せていただきながら策定したものになってございます。

次に、住民説明会での市民の意見なり、評価というようなお話がございました。このことについては、質問としては、議会の全員協議会などでも少し御説明させていただきましたけれども、新市建設計画に係るものとか、遊佐町の離脱の経緯でありますとか、地域協議会の位置づけ、公共料金、合併特例債、このあたりについて、さまざまに議論をいただきました。

中には、合併に伴うさまざまな不安を言われる方もおられました。大多数は合併を前向きにとらえて、よりよいまちづくりのため、さらなる発展のために、しっかり頑張れというような意見が多かったというふうに思っております。

合併については、よく市民の皆さんの理解を得ていかなければならないというふうに思っております。調印したからとか、議会への審議をお願いしているからというわけではなくて、これからも機会をとらえながら、合併についての説明、情報提供というものは、やはりしっかりしていかなければならないんだなというような思いも強くした説明会であったと認識しておりますので、これからもそのような形で市民の理解を得た上での合併となるような情報提供、そういうものについては十分意を用いてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

(松本恭博企画調整部長 登壇)

○松本恭博企画調整部長 合併の調整に関して、個別の対応について幾つか御質問がございましたので、お答え申し上げたいと思います。

まず、地域協議会の条例案でございますが、一定の骨子を示しながら、議論してきた経過がございますので、これに基づきまして、条

例の検討作業を進めて、早い時点にお示ししたいと考えております。

山形県市町村職員の退職手当組合につきましては、協定項目にあるとおり、3町が脱退する方向でございます。現在脱退精算金の取り扱いにつきまして、当該組合に要望申し上げているところでございます。

また、事務組織及び組織機構につきましては、総合支所は原則4課体制とすることを基本として決定してございます。今後各事務機能を明確化するとともに、本所と総合支所との事務の流れをどのようにつくっていくか、この辺のところを中心に検討を進めることとなりますが、現在事務的な積み上げ作業を行っているところでございます。

また、合併までに統一するものとして、代表的なものとしては、市章、憲章等がございます。これにつきましては、市民の意見もお聞きする必要がありますので、早い段階で示せるようにしていきたいと考えております。

合併後、一定の期間の中で調整するというものについては、一つは、5年をめどにして調整するものとして、現行制度や料金が大きく異なっている場合がございます。その場合、激変緩和措置を講じる必要があるものと考えており、特に公共料金については、その点多くあるというふうに認識しております。主なものとしては、水道料金ですとか、下水道料金、保育料など、段階的に調整していくという考えでおります。

新市の一体化、健全な財政運営をにらみながら、協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番(堀 孝治議員) るる説明をいただきました。私も1市6町から1市3町に変わった経過については、市長おっしゃるとおりで、確かに今、人口動態、あるいは商業、工業、

いろいろなデータから、そういった立川町、余目町は庄内町、いわゆる自治の自立の方向を選んだ。

遊佐町についても、いろいろ協定項目についても未調整項目、なかなか進まなかった、そんなことも実際あったわけですが、結果的には、遊佐町も自立の道を選んだ。

これはそれぞれの立場があって選んだ道だろうと思いますので、それは私も尊重していくべきだろうというふうに思いますし、市長が答弁しましたように、やはり門戸をあけながら、従来どおりの1市6町で広域行政組合をつくりながら、現に非常に効率的な行政、あるいは実績を上げているところがあるわけですから、それについては、やはり努力していくべきだろうと私も考えているところであります。

それから、いわゆる調整項目についても、私はざっと22と申し上げましたが、もっと細かいところがあるんだろうというふうに思います。これについても、やはり早期に出していただいて、私たちは少し細かい資料をいただいていますので、わからなくはないわけですが、早い段階で決定していただいて、住民にきちっと説明していただき、そしてアンケートをもとに、また調整に入る。そういったこともやはり私は必要なだろうというふうに思います。それもぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

それから、住民説明会での認識ですが、確かに地域の皆様から説明会に入って、そして市民の皆様からいろいろな意見をいただいて、それを集約した形で今、説明いただきましたけれども、67%がほぼいいだろうというような判断だというふうに伺っております。

そうしたことを考えれば、酒田市民の皆様は、ある程度合併についてはやらなければい

けないという認識だというふうに私もとらえていますし、そういった点では、ある程度の住民の皆さんへの説明もなされたのではないかとこのように思っております。

他市町村の例を見ましても、果たして住民投票をやって、住民の皆さんから住民投票をいただいて、合併に移る結論を得るという手順が果たして正しいのかどうかというのは、いろいろな考え方がありまして、疑問が残るところもあると思うんですが、私は今までの手順、確かにもう少し説明していただきかけたというところはあるんですが、他市町村のそういったいわゆる議会も行政側も合併に向けて努力した結果がなされなかったというところを見ますと、やはり私は酒田市の方向は一定の成果を出したと言いきなり思っております。

しかしながら、先ほども申しましたように、住民説明、あるいはこれから残る課題についても、しっかりやはり議論していただいて、そつのない対応をしていただきたいということはお願ひしておきたいというふうに思っています。

それから、新市の建設計画については、当然やはり今、構成町あるいは市の総合計画をもとにしていかなければなりませんし、それを3年をめどにまずやるということですから、それらの課題については、当然やはりそれを優先してやらなければいけないだろうというふうに思っています。

しかし、全体の計画を見ましても、これから新市で総合計画をつくるわけですが、それにのることも今の中には載っていますが、やはり新市の建設計画というのは、私はある程度未来計画をしっかり把握しなければならない事業だというふうに思っています。

それは各町あるいは市が将来についてのどんな展望を持っているのか。それらをやはり

きちっと新市の総合計画をつくる前に把握しておくべきだろうと思いますし、前議会でも私は指摘させていただきましたが、議会にもよく諮っていただいて、どんな計画が必要なのか、その辺ももう少しとらえていただきたいというふうに思います。

それで、このことについては、平成17年度の市長の施政方針演説に、やはりそれぞれ有する個性や地域資源を大事にしていきたい、あるいは一人一人が夢を描き実現したいというふうに載っていますので、それなりの計画は持っているんだろうと思いますが、改めてこれらについて、市長の考え方が新市の夢についてはどんなふうに思っているのか伺いたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁いただきました地域協議会や、あるいは退職手当組合の脱退についてですけれども、これらについては非常にお金のかかる話なわけで、3町は脱退だというふうに伺っていますけれども、その3町の考え方はどんな考え方をしているのか。地域協議会の点、骨子は示していると言いますが、具体的にどんな形を提案していく方向で煮詰めようとしているのか、その点について再度答弁をお願いいたします。

○阿部寿一市長 堀孝治議員の新市建設計画に関連した御質問にお答え申し上げます。

合併の新市建設計画については、私は大きくは2つの意味があるんだろうというふうに思っていました。

一つは、何だかんだ言ってもという言い方は悪いですが、合併特例債を幅広く活用できるようにした方が、実はやはり効率的にというか、効率的、効果的に事業推進ができるわけですので、合併特例債をより活用しやすいような形で前広で事業を拾っておくということが一つ大きな目的であろうというふうに思っていました。

もう一つのことではありますが、もう一つは、そうは言っても、やはり新市、合併したら、どのような地域になるのかというようなところを市民の皆さんにわかりやすく伝えるメッセージとしての役割があるかというふうに思っております。

今回については、先ほども申し上げましたように、各構成市町の未来展望も含めたものというのは、総合計画に載っているはずでございますので、すべてそれについては吟味しながら盛り込んだつもりでございます。

そして、また市民の代表の皆さんから成る委員からもいろいろな夢を語っていただきました。それから、統一して何をやる、統一するために、相互の結びつきを強めるために何をやるというようなことについても、十分意を用いたつもりでございます。

しかし、手続的に例えば酒田市の総合計画のように、いろいろな策定時のように、いろいろな各界各層の皆さんから意見をいただきながら、振興審議会などにお諮りしながら策定するというまでのきめ細かな手続をする暇がなかったというのも実態でございます。

したがって、私自身もそうでありまして、関係町の皆さんともお話をしているんですが、新市ができてから直ちにということなのでいいと思いますが、新市となって、さてどんな夢を描いていこうというような、まず初動期の3年ぐらいのものは今回の新市の建設計画に盛り込めたと思いますが、それから以降5年、10年、中長期的に何をやるかということについての総合計画の策定作業に直ちに入り、そんな中で先ほど申し上げたように、各界各層の意見を伺うとか、議会の意見を伺うとか、そんな手続を尽くしながら、夢を描いていく総合計画をつくりたいものだなというふうに今のところ考えているところでございます。

策定の目標としては、3年までの事業については、このたびの新市建設計画に詳細に盛り込むことができたというふうに思っておりますので、合併後3年後には、新市の総合計画を策定し終えているというようなところまでの作業で進みたいものだと今考えているところでございます。

以上であります。

○松本恭博企画調整部長 地域協議会につきましては、法律で裏打ちされている地域自治組織の考え方があるわけですが、このたび新しく設置しようとするものは、それぞれの法の趣旨を生かしながら、条例でもって設置するという考え方に基本的になってございます。

住民の意向を行政に十分に反映するために、住民と支所との連携共同を図るというもので、一方においては、コミュニティ組織の育成強化を図ると。こういうものの基本原理の中で、新市になってから条例設置をしたいというものでございます。

基本的には、委員の数は15名程度ということで、例えば自治会ですとか、PTAとか、いろいろな地域の諸団体から代表を出していただいて、市長が委嘱するという考え方で進んできました。

非常勤特別職という身分の位置づけになるわけですが、年額の報酬、若干でございますが、交通費程度の年額の報酬をお支払いしたいということで、地域の振興に関することと、地域のコミュニティ組織の育成強化、それから地域づくりの予算に関することなどについて、市長に意見を述べるという権能を持つ組織として考えているところでございます。

3町につきましては、このような基本的な考え方を了として、今まで協議がなされてきたというふうに理解してございます。

○日向 浩総務部長 3町が退職手当組合を脱

退する方向、どういう考え方があったかということですが、御案内のように、退職手当組合は、その年度年度の負担を平準化するために、退職手当組合に普通負担金を納めるということになります。

一方、酒田市のように入っていない団体については、その年度年度によって、多少増減はございますけれども、単独で支払う制度でございます。

これを中長期的に計算しながら、組合に納めるべき負担金と単独で支払うべき手当というものを比較しますと、1市3町トータルで見ますと、単独でやった方がよろしいというシミュレーションが出ましたので、3町が退職手当組合を脱退するというような方向になったものでございます。

○15番(堀 孝治議員) やはり合併で地域を大事にするという意味では、地域協議会が一つの大きなポイントになるんだろうというふうに思います。この辺については、骨子はできていまして、今お話がありましたように、そういったところにおいては、十分配慮しながら進めていただきたいというふうに思います。

また、新市建設計画についても、ある議員は夢など要らないという議員もいましたけれども、やはり今、合併しながら、財政展望を見ながら、新しい建設計画に向かって、1市3町がある資源を大事にしながら、これから発展していく基礎をつくることには、大変私は重要な作業であろうというふうに思います。

市長から非常にすぐやりたいというような話が出ていましたので、その答弁に期待するところでございますが、いずれにしましても、新市建設計画、あるいは地域のそうした協議会を大事にする、あるいはいろいろなまだこれから残っている調整項目、細かいところがあるわけですが、それについても早目

に決定していただいて、そして住民説明をしっかりとし、新たな決意で11月1日を迎えていただきたいというふうにお問い合わせして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○阿部與士男議長 協議会並びに建設計画等含めて要望というふうを受けとめさせていただきます。しっかりと受けとめをお願いいたします。

次に進みます。

---

## 長谷川 肇 議員 質疑

○阿部與士男議長 2番、長谷川肇議員。

(2番 長谷川 肇議員 登壇)

○2番(長谷川 肇議員) 日本共産党市議団を代表して、ただいま議題となっております合併関連の議案について、議第13号を中心に総括質疑を行います。

最初に、基本的な問題について伺います。

3,218の市町村を1,000まで減らすという総務省の方針のもとに始まった平成の大合併は、総務省の思惑どおりに進まないことが確実になっています。市町村の数は3月1日現在2,705で、来年3月末までに合併の可能性の高いものを含めても1,959程度にとどまるだろうと言われております。思惑どおり進まなかった背景には、私たちが繰り返し指摘してきた合併の持つ本質的な問題が横たわっていると思います。

一つは、合併は基本的に住民の利益にならないということであります。私たちは合併問題が表面化して以来、ほぼ毎回の議会で合併問題を取り上げ、合併は基本的に住民の利益にならないことをさまざまな角度から指摘してきました。

例えば税や公共料金が引き上げられること。合併する町の過疎化、中でも山間地の過疎化が急速に進むこと。議員数が大幅に減るなど、住民自治が後退すること。交付税は11年目から減り始め、16年目から大幅に減ることなどであります。

公共料金について言えば、全世帯に配布されたパンフレットでも、人口規模の大きい酒田市の水準に近いところになると想定されるとして、酒田市より低い料金が引き上げられることを認めています。

酒田市並みと仮定すると、3町の水道料金は下がりそうですが、平田町の住民には、5歳児の保育料が毎月1万円、国民健康保険税が年6,200円の負担増、八幡町の住民にとっては、下水道料が毎月1,400円、介護保険料が毎月660円の負担増となるようです。酒田市民にとっても、火葬場使用料が無料から5,000円に大幅な値上げになります。

さらに、これまで3町で行われてきたきめ細かな住民サービスも、職員数の削減や面積の拡大で後退を免れないと思いますし、町独自の福祉施策もなくなるものが多々あります。

どこから見ても住民の利益にならないと思いますが、市長は合併によって住民にどんな利益がもたらされると考えているのか、改めて伺っておきたいと思います。

もう一つは、住民の意向調査が行われていないことでもあります。私たちは、合併は地方自治の原則からいっても、住民の意志によって決めるべきであり、そのためにも住民投票を行うべきであることを繰り返し主張してきました。

市長も、合併は住民の意志を尊重して決めるとか、具体的なデータ、情報を提供した上で住民の意見を伺うとしてきましたが、今日に至るもアンケートさえ実施していません。建設計画などが公表された後の最後の説明会

参加者が745名、意見募集がわずかに127名です。これでは広範な市民の声を聞いたと言えないことは明らかでないでしょうか。

私は住民一人一人に問えば、合併を望む人が多数とは思いません。かつて私たちのアンケートに応じてくれた人の中で、「酒田市では合併を進めるべきでない」が48.1%、「進めるべきである」という人は、庄内1市6町を含めても40.7%、「1市4町で」というのは24%でした。

また、合併に賛成の人の中でも、「結論は住民投票で」という人が58.3%、6割近くを占めていました。八幡町でも合併反対が多数を占めていました。広域行政組合が行ったアンケートでも、「現在のままでよい」が40.4%で、「合併した方がよい」の33.5%を6.9ポイント上回っていたことは、市長も御存じのとおりであります。

地方自治の大原則は、住民の意志を尊重することです。住民の合意のないままの合併では、将来に禍根を残すことになりかねません。市長は市民一人一人の意志をどこでどのように把握したのかを改めて伺います。

かつて、市長は具体的なデータ、情報を提供した上で住民の意見を伺うと答えています。今からでも遅くありません。11月までにはまだ半年以上もあります。協定内容も建設計画も出そろった今、市長の言う「意見を聞くとき」だと思います。住民投票を行って、住民の意志を尊重するべきと考えますが、改めて所見を伺っておきます。

次に、協定書や建設計画について伺います。

まず、協定のあり方について伺います。

協定書を読んでもみると、合併したらどうなるのか、酒田市の例によるなど、方向性がはっきりしたものもありますが、どうなるのか全く定かでないものが多数見受けられます。単に「合併時から統一」「合併までに統一」

という表現で、統一されるとどうなるのかわからないものが30項目以上あるようです。

また、「合併後統一」「最大で5年をめどに統一」などの表現もやはり30項目近くあるようです。結論を先送りしたという印象をぬぐえません。具体的データを示すと言ってきた答弁から見ても、きちんと結論を出して、市民にわかる形で協定すべきだったと思いますが、協定のあり方をどう考えるか、改めて所見を伺います。

次に、中身について伺います。

1つは、財政計画を進めた場合、10年後の起債残高は幾らになるのか。償還のピークは何年の年で、金額は幾らになるのか伺います。

昭和の大合併では、交付税措置は途中で打ち切られたと言います。平成の大合併では、7割の交付税措置が続く保障があるのでしょうか。

通常の交付税は、算定替えて10年間は減らすことができません。その上、合併市町村がふえればふえるほど、特例債への措置分もふえます。仮に償還完了まで保障されるとしても、一方で交付税の総額が減らされます。結局は、自由に使える本来の交付税が減ってしまうことになるのではないのでしょうか、所見を伺います。

2つ目は、合併協議会の議事録を見ますと、建設計画の中に各市町の総合計画のほとんどを盛り込んだと説明しています。また、ある町では、総合支所には合併後も住民サービスに必要な職員数は確保されると説明しています。

これでは当局の皆さんの言う合併のメリットが発揮されないことになるのではないのでしょうか。あわせて総合支所では、合併前と同様のサービス提供ができるのか、総合支所は期限なしで存続するのも伺っておきます。

3つ目に、かつて市長は合併がうまくいっ

たところとして、西東京市やさぬき市、篠山市を上げました。今でもそう思っておられるのでしょうか。

1999年4月に合併し、平成の合併のモデルとまで言われた篠山市では、支所の人員が旧役場職員の7分の1から8分の1のわずか9人に減らされ、財政基盤は強化どころか、借金がふえ、財政力指数などの財政指標は年々低下していると言われます。

2001年1月に合併した西東京市では、ことし2月に市長選挙が行われ、建設計画に基づき、開発推進と行政サービスの切り下げ、住民負担増を進めてきた現職市長が市民の批判を浴びて落選するという事態になっています。

2002年4月に5つの町が地域の発展と夢をテーマに合併したさぬき市は、旧町の税収は旧町で使うという協定で、合併初年度から予算が財政計画と大きくずれる状況に陥っている。旧役場ごとに市の機能を分散したため、転入すると転入届、入学届、水道の手続、介護の手続など、別々の旧役場を回らなければならない事態も生まれていると言われます。

ここにあらわれていることは、合併前の市民への約束が合併から数年で覆されているということでもあります。私たちは協定書を容認する立場ではありませんが、酒田市では協定書以下になることはないのでしょうか、伺っておきます。

4つ目に、地域協議会について伺います。行政に住民の意向を十分反映させるためと説明し、細かい点は合併までに詰めるとなっています。15名の委員は市長の委嘱のようですが、住民の意向を十分に反映させるためにも、幅広い意見をくみ上げるためにも、公募を行うことが重要と考えます。公募を行う考えはあるのか伺います。

5つ目に、職員の勤務条件について伺います。合併後速やかに統一するとなっています

が、勤務条件で一番の問題は給与だと思います。3町の職員の給与の統一はどうか、酒田市としての考え方を聞いて、1回目の質問を終わります。

(阿部寿一市長 登壇)

○阿部寿一市長 長谷川議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、基本的な問題として、幾つか御提言がありましたけれども、合併に伴うメリットについては、再三申し上げてまいりましたけれども、基本的には合併することによって、行政に係る固定費などを削減することができるはずでございますので、それによって生み出された財源をもとに、住民負担を抑えながら、既存のサービスを提供し、また改善することができる大きなメリットだというふうに思っております。

また、地域間競争が激化する中でございますので、地域全体の魅力アップをどのように図っていくかというのは大きな課題であります。1市3町合併することによって、それぞれが持っている地域資源が一つの町の共通の資源として生きてくることになりますので、地域の活力、魅力アップということが、最終的には観光振興についても、企業振興についても、大きなメリットとして住民に還元されるものだというふうに考えております。

議員から幾つか御指摘がありましたけれども、議員がお話になっているものは、交付税が今の水準で維持されるのであれば、そういうことも考えられまじょうとか、少子高齢化の進展が現状よりも進まないのであれば、そういうことも考えられまじょうということでもありますし、一部だけとってみたら、そういうことも考えられるかしれませんとというようなことをいろいろ御指摘がございましたが、全体としては、ただいま申し上げたように、住民にとって私は大きなメリットがあるのが合

併だというふうに考えております。

次に、市民一人一人の意向をどのように把握したのかというなお話がありました。私は民主主義云々という話をここで申し上げるつもりはございませんが、市民皆様お一人お一人に意見を言う可能性があるということが重要なことであって、一人一人の意見を聞かなければ、住民の意見を聞いたことにはならないというのは、それはそうではないのではないかというふうに私は思っております。

これまでも市民の皆さんには情報提供させていただき、十分というか、かなり一生懸命情報提供させていただきましたし、説明会もやってまいりました。直近では意見募集もさせていただきました。また、重要な市民の皆さんの意見を把握していくというような意味でも大変重要な役割を果たす市議会での検討、協議ということも精力的にやっていただいたし、私たちもさまざまに情報提供しながらとか、協議を重ねてきたというふうな考えであります。

そのような状況を踏まえながら、現状を見ればということになります。私は多くの市民の皆さんが合併については、方向性としては賛同いただいているというふうに認識できるというふうに確信しております。したがって、これから以降もさまざまな形での情報提供など、それから説明会、意見募集、そんなことはやっていかなければならないというふうなことは、堀孝治議員にお答えしたとおりでございますが、今、改めて住民投票までする必要はないと考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

次に、協定書や建設計画に関連してのお尋ねがございました。

協定項目のあり方ではありますが、これをごらんいただければ、よくおわかりいただけると思っておりますが、いずれのものについてもあ

りますが、決して先送りをしたのではなくて、項目の特性といいますか、協定項目の特性に応じて、機能的にその置き方を変えているというふうなものでございます。

例えばさまざまな料金については、いきなりこれにするというよりは、やはり段階的に統一した方がいいだろうというふうなものがありましょうし、それは合併後、統一した方がいいというような規定の書き方になりますし、そしてまた新しい市の大きな幾つかの方針を決めなければならないというふうなものについては、新市の新しい代表である市議会の皆さんの協議の上で決めた方がいいというものもありましょう。

それから、大方針は決まっているけれども、細部についてはもう少し協定に時間がかかるというのは、合併までに協議していきましようというふうに置いたものでございまして、いずれの問題についても、協議をしないまま先送りをしたとか、そういうふうな置き方をしているのではございません。

そうではなくて、それぞれの協定項目の特性に応じてふさわしいというふうな形での決め方にしてございます。しかも、しっかりその内容については、協議会などでも議論させていただいております。

ただ、このような決め方をすること自体、私は合理性があるというふうに思っておりますが、それでも一部については、市民の皆さんに見えにくいというふうな御意見もおありだというふうに思います。

そこで、堀孝治議員にもお答え申し上げましたけれども、これから合併までの間でもそうでありまして、何とか早く前倒して具体的なものを決め、市民の皆さんにお知らせしていくという方針には変わりはないわけでございますので、そのような努力はしていきたい。今の協定項目の内容をより具体化する作業は



これからも鋭意努力を重ねていきたいという考えは堀孝治議員にお答えしたとおりでございます。

次に、財政計画の関係で10年後の起債残高と償還のピーク、交付税の見通しについてのお話がありました。

今の試算では、10年後の起債残高は621億円ほどと試算してございます。償還のピークについては、平成19年度の約73億円というものをピークというふうに考えてございます。これは酒田市の償還額がピークを迎えるという時期と同一でございます。

次に、交付税の見通しでございますが、交付税については、総額抑制の方向にございますので、それをもとにした財政展望を描いておりますし、合併特例法に基づく交付税の算定の特例に基づいて、特例を加味した算定してございます。

このことについて、いろいろな御意見があるようでございますけれども、議員も御案内のとおりだと思いますが、合併しなかったらば、もっと交付税の額は急減するのでありまして、少なくともそのようなことが想定されているわけですから、それとの比較で私は地域の住民の皆さんのメリット、デメリットというのは考慮すべきであって、現在の交付税額が維持されるであろうということを前提に置きながら、それとの比較で議論することは適当ではないというふうに思っております。

次に、合併のさまざまな建設計画との関係で、本当に初期の合併のメリットが得られるのかというようなお話がございましたが、まず事業については、当然のことながら、今の各市町の総合計画に載っているものは、それぞれの町で大事だと言われて認められている事業でございますので、それを盛り込むことは当然大切な判断だと思えます。

しかし、これは財政状況によって、その都

度その都度、その時期の市議会、市長などが判断して、どの事業をやっていくかというふうに判断するものでございまして、全部を当然のことながら、今の総合計画、各市町の総合計画もそうでございますけれども、それをやるというよりは、やる計画であるけれども、具体的な事業実施については、その時期その時期の判断になるのだろうと私は思っております。

したがって、全部を盛り込んだから、事業効率が悪いのではないかと何かかというような話は、事業実施段階で議論すべきことであって、計画的には、先ほど堀孝治議員にも御答弁申し上げたとおり、合併特例債を得るために必要な計画でもありますので、私は前広に拾っておくこと自体が地域住民のメリットになるというふうに信じております。

ただ、繰り返しになりますが、行政改革だどうのこうのという判断については、その時期の市議会、市長が判断して、そういうふうな方向で事業展開をするというのが当然のやり方ではないかというふうに思っております。

また、職員についてもそうでございますけれども、現在そのまま1市3町を維持していくとすれば、人件費は確実に上昇していくことが明らかでございます。今回合併することによって、人件費は急激に減らないというふうに見えますが、これは合併の説明会でも申し上げておりますが、10年間で最低でも100人を減らすというような目標を置いておりますので、確実に傾向的には減っていきます。

一時的にどう見えるかではなくて、私たちは5年先、10年先の地域づくりを描いて、この合併を考えておりますので、一時的には、合併しても急激に人件費は減らないではないかというふうに見えるかもしれませんが、必ずこれはメリットのあるものだというふうに思っておりますので、御理解をいただきたい

と思います。

また、総合支所の話がございました。これは合併を進めるに際して激変緩和というような面もありますし、各地域の振興というような意味もありますので、基本的に地域住民に身近なサービスは現在の役場を総合支所と位置づけて、そこで提供できるようにいたしていく計画であります。

しかし、そうであったとしても、総務部門でありますとか、それから行政委員会の部分でありますとか、そういう部分については、確実に削減がされる分野として出てくるわけでございますので、これは今の役場と同じではないかというようなことは必ずしも当てはまらない。確実に機能的に省エネできる部分があるのだということは理解をいただきたいというふうに思います。

現在のところ総合支所云々について、期限を置いてというような議論はしてございませませんが、これは先ほども申し上げました総合支所を置く意味であります。それは激変緩和というような意味もある。それから、地域振興という意味もあるんでしょうが、激変緩和という意味からすれば、それは時代の流れからすれば、当然位置づけも変わり得るのではないかともちろん考えておりますので、その時期時期でやはり見直すものは見直すというようなことは考えていかなければならないのではないかとこのように思っております。

それから、協定内容についてであります。協定内容というのは、合併に当たっての重要な約束事でございますので、基本的には新市になろうとも、新市の市議会ができ、市長が新しい市長になったとしても、それは基本的には尊重し、守るべきものだろうというふうに思っております。

しかし、これも墨守すべきものかというようなところはいろいろな議論があるわけでご

ざいますので、そのときの市議会、市長なりが判断して、見直すべきものがあるというのであれば、全市議会的なとか、全市民的な議論を重ねた上で修正することまで私は禁じられるものではないというふうに思います。

ただ、その場合であっても、合併に際しての重要な約束事だというようなことは認識の上での議論ということになるかと思っておりますので、私は基本的にはこの協定項目というのは、下回るとか、上回るといようなものではなくて、基本的に守られるべきものだというふうに思っております。

次に、地域協議会の委員であります。この委員の選び方については、今後の具体的な検討ということになるかというふうに思いますし、条例で定められることになるかと思っておりますが、代表的な今、例として、自治会とか、PTAとか、福祉団体とか、いろいろなことを例として入れておりますし、想定してございませが、現在酒田市でも行っているように、一部公募委員を入れてくるということも、その状況によってはあっているのではないかとこのように考えております。

なお、職員の給与関係などについては、担当部長の方から答弁いたします。

以上であります。

(日向 浩総務部長 登壇)

○日向 浩総務部長 協定書と建設計画に関連いたしました職員の勤務条件、給与についてお答えいたします。

1市3町の給料につきましては、組織の規模、職階、給料表の等級など異なる面がございます。そのため合併後、給与につきましては4つの基本的な方向で調整していくというふうにしております。

1つには、現在の酒田市と同じ給料表を基本とすると。

2つ目には、職員に対しては、現在の給料

号級は保障するとしながらも、合併に伴う調整については、大幅な人件費の負担を伴わないようにするという事。

それから、4つ目に、合併前に各市町で駆け込み的な対応はしないという、この4つの基本的なことを合意しておりまして、現在さまざま情報交換したり、検討を進めているという段階でございます。

○2番（長谷川 肇議員） まず最初に、今の給与の問題からお聞きしますけれども、今の4つの方向でというだけでは、ちょっと具体的になかなかわからないんですが、今度は同じ酒田市役所で働くわけですから、採用された年月とか、あるいは学歴だとか、違いはあるにしても、同じ条件の人が同じ俸給表にしていくんだというふうに思うんですが、それはするんですかしないんですか。

するとすれば、前にも私は申し上げたことがありますけれども、一気にやるのか、段階的にやるのかという問題はもちろんありますけれども、仮に同じにした場合に、相当の金額の負担がふえると。私が勝手に試算したところでは、およそ2億円ぐらいふえるのかなという感じをしました。

パンフレットでは10年間で66億円の人件費の削減というようなことがうたわれていますけれども、一方で、今言った点でふえるとすれば、仮に2億円だとすれば、10年間で20億円の新たな負担になるわけですので、その辺は66億円との関係ではどうなっているのか。差し引かれているのか、全く考慮されていないのか、その辺をぜひお答え願いたいと思います。

それから、繰り返しますけれども、合併で一番大事なものは、住民の意志を本当に尊重するかどうかということだと思えます。そういう意味で、一番いいのは住民投票だということ繰り返して申し上げてきたわけですが

ども、市長はいろいろな方々の意見も聞いて、体制としては合併に対しては理解をいただいていると、こういうことだったんですが、これまでいろいろな説明会を開いてきました。

それから、地域での説明会だけではなく、これまでの答弁の中では、各団体などにも出かけて行ってやったとか、あるいは出前講座もやったとか、いろいろありましたけれども、そういったものを、中にはもちろんダブっている方もいらっしゃると思うんですが、総数でどの程度の市民の方々に直接説明されているのか。その辺をおわかりになれば、お答え願いたいというふうに思います。

それから、私は今言った住民の意志を尊重するという点から言いますと、仮にそのために合併の時期が多少ずれ込んでも、それも私は住民の意志の範疇に入るんだというふうに思うんです。よく特例債の適用のあるうちということも議会でも何度か答えられていますけれども、今の現行法ができる前も、合併した場合には一定の配慮がされていたようです。今度新しくつくられた新法の中でも、特例債という表現はなくなったようですけれども、特別の配慮という言葉が入っているようです。

ですから、今の現行法ができる前と同じような一定のものができるとはいいか。仮に同じものができるとすると、起債の適用が90%、交付税措置も70%というのが現行法の前にあったそうですけれども、そうしますと、今の特例債と比べてそんなに大差はないわけです。

そういった点から見ても、私はまず住民の意志を本当に大事にして、仮に進むのであれば進むというふうにするべきだということを重ねて申し上げながら、特例債との関係は、決して特例債だけが特別に有利なわけでないということも申し上げて、答弁をいただきたい

と思います。

それから、総合支所の関係で、利便性の点でサービス低下にならないようにということで、私がさつき聞いたのは、逆のお答えがあったみたいな感じですけども、現在3町の役場で行われているのと基本的に同じサービスが支所の段階で提供できるんですかということをお尋ねしましたので、その点とあわせて、4課というのは大体方向が決まっているようですけども、支所の課に何人配置するのか。

先ほどの事務事業のこともあったので、それが決まらないうと、決められないというふうにおっしゃるのかもしれませんが、やはり一番町民にとって、町の人たちにとって、一つ大きな関心のところはそこだと思うんです。どの程度の人が支所の方に残していただいて、サービス提供ができるのかと。少なくとも私はこの辺は協定書の中にも具体的に盛り込んで、そしてこういうふうになりますよということを明らかにして、その上で協定を結ぶというのが本来の姿ではないかというふうに思うんです。

そういったことも含めて、先ほども指摘したように、合併までに調整するものも相当数あるようですけども、条例とか何か合併した後でないといけないもの、それはやむを得ないと思うんですけども、今の段階で方向性を示せるもの。

例えば公共料金は、ある程度酒田市に近くなるでしょうと言っているわけですから、そういう意味で言うと、方向性が見えたわけですけども、一定の方向性ぐらいは、例えば5年後調整するにしても、あるいは3年後調整するにしても、合併後調整するにしても、示して、こういうふうになりますよということを示さなければ、市民が合併したらどうなるのかというのはわからないと思うんです。

そういったことを最低限やはり示した上で協定を結ぶというのが本来の姿ではないかというふうに思うんです。

それから、もう1点は、起債との関係なんですけれども、先ほどピークは平成19年というお話で、10年後には621億円の起債残高が残るだろうと、こういうお話でした。示された財政展望を見ますと、10年後には現在の酒田市ぐらいの予算規模になるんですね、若干多いかもしれませんが。そうした上で、今1市3町が抱えている現在の財政規模での起債の残高とそんなに変わらないような残高が残っていくようになるのかなというふうに思うんです。

そういった点から、これはある新聞に山形市長のことが載っていました。「合併特例債は有利な制度であるけれども、あくまでも借金だ。事業の優先度を認識し、精査して、実施しないと、将来的に危機を招くことも危惧される」と、こういう談話だったんですけども、こういう視点で財政計画を見ると、先ほど前者への答弁でも市長は各市町の総合計画は基本的に盛り込んだと、こういうふうにおっしゃっていますので、そうしますと合併してもしなくても同じものがかかるというふうになるわけです。同じようなことが起きはしないのかという、それこそ危惧をするわけなんですけども、その辺についても改めてお答えをしたいと思います。

それから、交付税の関係で申し上げますと、先ほどもいろいろ言われましたけれども、5年、10年先を見越してとおっしゃいましたが、私は10年で新酒田市がなくなるわけではないと思うんです。それから何年続くかわかりませんが、再合併とか何か起きない限りは、ずっと続くわけです。

ですから、これまでも私たちは議会の中で何度も、10年後までだけではなくて、20年、

30年まで一定の見通しを示すべきだということ  
を繰り返し申し上げてきましたけれども、  
今、国が三位一体の改革を進めているわけ  
ですけれども、その後にはいろいろ言われて  
いますけれども、道州制の導入だとか、そう  
いう次元が来れば、また財政が大変だから  
といって、市町村の再々々になるのか、合  
併も出てくるのかなというふうに思うん  
です。

私はやはりそういう方向ではなくて、今  
の三位一体の改革に対して、それこそ地方  
がやはり力を合わせて、方向転換してい  
くと。本当に地方分権に基づいて地方が  
責任を持って行政を進めるためには、財  
源が伴ってこなければできないわけです  
ので、やはり財源を地方にきちんと移譲  
するという方向も含めて、今の国のやり  
方を方向転換を求めていく。

そういう大きな運動なり、あるいは場  
合によっては陳情するようなことも含め  
てやっていくということがないと、本当  
の意味で自治体が発展していくという道  
が開かれないのではないかというふう  
にも思うので、その辺についてもぜひ  
お答えいただきたいというふうに思  
います。

以上、まず2問目、終わります。

○松本恭博企画調整部長 これまで住民  
に対する説明会ということでございま  
したが、何回かの合併説明会、それか  
ら出前講座等々を全部総合いたします  
と、約4,700人ほどの方に説明を  
してございます。

それから、総合支所のかかわりの中  
で、どのくらいの人数がということで、  
方向性を示すべきではないかという御  
意見がございましたが、前者にもお  
答え申し上げましたけれども、今それ  
ぞれの業務を支所と本庁とのかかわ  
りの中でどうあるべきかということで  
詰めている最中でございます。

それを総合的に積み上げていって、  
初めて支所にどのような職員配置が  
なるかというこ

とになるかと思いますが、基本的には  
やはり住民に直接、密接に関係して  
まいります窓口業務というものにつ  
いては、現在のサービス水準を落  
としていきたくないという考えで  
ございます。

それから、新法とのかかわりの中  
でございしますが、合併特例債によ  
る財政支援措置というものにつ  
いては、一定の計画期間はござ  
いしますが、新法では廃止するとい  
う方向になってございます。したが  
いまして、有利な財源支援でござ  
います合併の特例債というものにつ  
いては、現在の現行法の中で対処  
していくべきものと考えていると  
ころでございます。

なお、三位一体改革の中で、税  
源移譲を求めてというような御指  
摘もございましたが、やはり財源  
があるということとないという  
ところの地域の差というものは  
現実論として認識していかな  
ければならないものだと思います。

そうしますと、今の交付税措  
置というものについては、財源  
が乏しいところについて、厚  
く配置されているということ  
からすれば、先々全体の交付  
税総額が減っていくというこ  
とが想定されますので、一定  
程度の事業を圧縮しながら、  
効率化を図りながら、行政サ  
ービスの維持を図っていく  
ことは選択肢としては避け  
られない部分だというふう  
に考えているところです。

以上です。

(「投資的経費の関係」と呼ぶ者あり)

○松本恭博企画調整部長 投資的  
経費の関係についても同様で、  
要するに財源がどれだけあ  
るかということについて、  
その中で最も適切な投資  
をしていくということになり  
ますので、全体的な総額が  
減っていくということにな  
れば、一定程度圧縮せざる  
を得ないということになり  
ます。

したがいまして、10年後の  
一定の起債残高

の数字をお示ししてございますが、その先、20年後、30年後ということになりますれば、相当不確定要素が多くなっていくということです。ある程度見えている範囲内で数字をお示ししているということで御理解いただきたいと思えます。

○日向 浩総務部長 勤務条件の中の給料ということですが、先ほど申しましたように、基本的には酒田市と同じ給料表を用いるということです。俸給表については、同じ俸給表を使いますよということがございます。ただし、職種間によって、適用給料表が1市3町で違う場合がございますので、これについても基本的には酒田市の給料表を使って、調整していくということでございます。

それから、議員さんが試算すると2億円ぐらいということですが、この積算、どのような形でなされたかわかりませんが、給与別の職務分類とか、さまざまなデータをもとにして積算をしたいと我々は考えておまして、現在その検討を進めているという段階でございます。いずれにしましても、先ほど申しましたように、大幅な人件費の負担が伴うような調整はしないで、ある面では長期的な視野に立ちながら調整していきたいというふうに考えております。

○2番（長谷川 肇議員） まず最初に、今の給与の関係ですが、前に財政展望を示されたときは、平均給与をもとにして、このぐらい減るという試算をされておりましたので、それで計算すると、いわゆる平均給与の差額の分だけ単純に言えばふえるわけです。そういう計算をいたしましたので、全く大ざっぱですから、どの程度精密か私も自信はありません。ただ、平均給与の差額で計算すると、そのぐらいになのではないかというのが私の試算であります。

それが先ほど言ったように10年間66億円削

減効果がありますよという中には考慮されているのかされていないのか、そこのお答えがありませんでしたので、もう一度聞いておきたいと思えます。

それから、先ほど1問目の答弁に市長の方からは、交付税の関係で合併しなかったら急減すると、こういう話がありました。私は逆だと思えます。合併したら急減するから、10年間は合併しなかったということで、算定替えで来るのであって、仮に三位一体の改革で進められているのは、合併してもしなくても、同じように減らされるわけです。

もちろん段階補正の部分があるので、この部分に大幅に削減されれば、それは規模の小さい市町村の方が大きく減るというはあると思えます。けれども、全体としては、合併してもしなくても、同じ減る方向に行っていると。むしろ合併した方が減るから、10年間は減らないような、いわば合併する前の市や町で計算したものをよこすという格好になっているんだと思えます。その辺やはりきちんとした理解をしていただきたいというふうに思えます。

それから、行政の固定費の削減の関係、これは合併した場合に、例えば首長が4人いたのが1人になるとか、議員数が減るだとか、そういう減る部分、あるいは企画部門だとか、そういう部分が減るというのはわかります。

でも、これは合併しないところでも、それなりに今は三位一体の改革もありまして、固定費を減らす努力をしているわけです。だから、合併したからできるし、しなければできないというものでもないと思えますし、しないところでも、やはり固定費を削減しながら、今、運営しているというのが実情だと思いますので、その辺も何か合併すると、特別に何かあるような、そういうものではないということをお示しして、もしコメントがあればいただ

きたいと思います。

いずれにしても、きょう議決されれば進むわけでありませうけれども、先ほどいろいろ答えられた点も含めて、今後、協定書の内容、あるいは建設計画に基づいて、どのように進んでいくのか。それから、11月1日の実際の合併の時期まで、これから調整する項目もまだ多々ありますので、そういったものがどういうふうになっていくのか、私たちもしっかり見守っていきたくと思います。

私たちはこれまでも合併は、さっきも言いましたように、住民の利益にはならない。それから、住民の合意のない合併は進めるべきでないという立場で、一貫して合併に対しては反対してきましたので、今回のこの提案にも当然反対させていただきますけれども、あわせて合併に伴って協議の場を設定する議第14号から16号、これにも13号に反対する立場から当然反対していきたくと思いますし、ただ議第17号の北部合併協議会の問題については、私たちは設置そのものに反対いたしましたので、廃止には賛成するということを表明しながら、質問を終わりたいと思います。

○阿部與士男議長 コメントありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部與士男議長 要望というふうにも受けとめておりますので、以上をもちまして、通告による質疑は終結いたします。

これをもって質疑を終結いたします。

議案5件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

~~~~~  
散 会

○阿部與士男議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月4日午前10時から再開いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 0 時 4 分 散 会

~~~~~  
常任委員会議案付託

○阿部與士男議長 日程第3、議第13号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合についてから日程第7、議第17号庄内北部地域合併協議会の廃止についてまでの

平成17年3月4日（金曜日）午前10時0分開議

出欠議員氏名

| 阿 部 與 士 男 議長 |     |       |    | 渡 部 貞 博 副議長 |       |       |    |
|--------------|-----|-------|----|-------------|-------|-------|----|
| 出席議員（27名）    |     |       |    |             |       |       |    |
| 1番           | 齋 藤 | 周     | 議員 | 2番          | 長 谷 川 | 肇     | 議員 |
| 3番           | 市 原 | 栄 子   | 議員 | 4番          | 堀     | 豊 明   | 議員 |
| 5番           | 市 村 | 浩 一   | 議員 | 6番          | 佐 藤   | 丈 晴   | 議員 |
| 7番           | 佐 藤 | 善 一   | 議員 | 8番          | 高 橋   | 千 代 夫 | 議員 |
| 9番           | 千 葉 | 衛     | 議員 | 10番         | 門 田   | 克 己   | 議員 |
| 11番          | 登 坂 | 直 樹   | 議員 | 12番         | 菅 原   | 良 明   | 議員 |
| 13番          | 関 井 | 美 喜 男 | 議員 | 14番         | 佐 藤   | 猛     | 議員 |
| 15番          | 堀   | 孝 治   | 議員 | 16番         | 佐 藤   | 勝     | 議員 |
| 17番          | 兵 田 | 藤 吉   | 議員 | 18番         | 橋 本   | 明 宗   | 議員 |
| 19番          | 富 樫 | 幸 宏   | 議員 | 21番         | 佐 藤   | 宮 太   | 議員 |
| 22番          | 毛 屋 | 実     | 議員 | 23番         | 村 上   | 栄 三 郎 | 議員 |
| 24番          | 鈴 木 | 光 祐   | 議員 | 25番         | 菅 井   | 儀 一   | 議員 |
| 26番          | 渡 部 | 貞 博   | 議員 | 27番         | 佐 藤   | 弘     | 議員 |
| 28番          | 阿 部 | 與 士 男 | 議員 |             |       |       |    |
| 欠席議員（なし）     |     |       |    |             |       |       |    |
| 欠 員（1名）      |     |       |    |             |       |       |    |

説明のため出席した者

|         |             |         |             |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 阿 部 寿 一 | 市 長         | 中 村 護 助 | 役           |
| 加 藤 勝 記 | 収 入 役       | 菅 秀 男   | 水道事業管理者     |
| 日 向 浩   | 総 務 部 長     | 阿 彦 實   | 総務部付消防調整監   |
| 松 本 恭 博 | 企 画 調 整 部 長 | 五十嵐 龍 一 | 企 画 調 整 監   |
| 渡 会 豊 明 | 市 民 生 活 部 長 | 佐 藤 幸 一 | 健 康 福 祉 部 長 |
| 阿 蘇 弘 夫 | 建 設 部 長     | 佐 藤 勝 美 | 建 設 部 技 監   |
| 和 田 邦 雄 | 農 林 水 産 部 長 | 石 堂 栄 一 | 商 工 観 光 部 長 |
| 鈴 木 信 一 | 総 務 課 長     | 齋 藤 研 一 | 職 員 課 長     |
| 庄 司 君 雄 | 管 財 課 長     | 齋 藤 啓   | 税 務 課 長     |



|        |                   |       |                |
|--------|-------------------|-------|----------------|
| 丸山 至   | 企画調整課長兼<br>合併対策室長 | 齋藤 豊司 | まちづくり推進課長      |
| 伊藤 一幸  | 契約検査主幹            | 高橋 義雄 | 建築課長           |
| 佐々木 雅彦 | 商工港湾課長            | 本間 匡志 | 財政課長補佐         |
| 佐藤 俊男  | 病院事務部長            | 原田 昌之 | 水道部長兼管理課長      |
| 富澤 晃   | 教育委員会委員長          | 伊藤 明生 | 教育長            |
| 本間 武   | 教育部長              | 高橋 康雄 | 農業委員会会長        |
| 阿部 敬蔵  | 監査委員              | 前田 弘  | 選挙管理委員会<br>委員長 |

事務局職員出席者

|       |                   |       |           |
|-------|-------------------|-------|-----------|
| 茂木 寛治 | 事務局 長             | 齋藤 仁志 | 事務局次長補佐   |
| 金沢 貞敏 | 議事調査主査兼<br>議事調査係長 | 渡部 幸一 | 庶務主査兼庶務係長 |
| 高橋 紀幸 | 議事調査係調整主任         | 佐藤 裕明 | 議事調査係主任   |
| 眞嶋 里佳 | 庶務係主事             |       |           |

議事日程

議事日程第2号

平成17年3月4日（金）午前10時開議

- 第 1. 議第13号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について
- 第 2. 議第14号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 第 3. 議第15号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について
- 第 4. 議第16号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- 第 5. 議第17号 庄内北部地域合併協議会の廃止について
- 第 6. 報第 1号 専決事項の報告について（平成16年度酒田市一般会計補正予算（第10号））
- 第 7. 報第 2号 専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）
- 第 8. 報第 3号 専決事項の報告について（平成16年度酒田市一般会計補正予算（第11号））

- 第 9. 議第 2号 平成16年度酒田市一般会計補正予算 (第12号)
- 第10. 議第 3号 平成16年度酒田市国民健康保険特別会計補正予算 (第4号)
- 第11. 議第 4号 平成16年度酒田市老人保健医療事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第12. 議第 5号 平成16年度酒田市介護保険特別会計補正予算 (第4号)
- 第13. 議第 6号 平成16年度酒田市都市計画公共下水道事業特別会計補正予算 (第5号)
- 第14. 議第 7号 平成16年度酒田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第4号)
- 第15. 議第 8号 平成16年度酒田市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第16. 議第 9号 平成16年度酒田市駐車場事業特別会計補正予算 (第3号)
- 第17. 議第10号 平成16年度酒田市旅客定期航路事業特別会計補正予算 (第2号)
- 第18. 議第11号 平成16年度酒田市水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第19. 議第12号 平成16年度酒田市病院事業会計補正予算 (第2号)
- 第20. 議第18号 酒田市基金条例の一部改正について
- 第21. 議第19号 酒田市工場等設置助成条例の一部改正について
- 第22. 議第20号 公の施設 (最上川下流流域下水道関連公共下水道事業施設) の区域外設置及び相互利用に関する協議について
- 第23. 議第21号 請負契約の締結について (酒田市光ヶ丘公園整備事業屋外及び子供プール新築工事 (建築工事) )
- 第24. 議第22号 請負契約の変更について (市道上安町富士見町線道路橋梁下部築造工事)

---

### 本日の会議に付した事件

(議事日程のとおり)

---

~~~~~

開 議

○阿部與士男議長 おはようございます。

再開いたします。

本日は全員出席であります。直ちに本日の会議を開きます。

本日は、お手元に配付いたしております議事日程第2号によって議事を進めます。

~~~~~

**議第13号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について外4件**

○阿部與士男議長 日程第1、議第13号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合についてから日程第5、議第17号庄内北部地域合併協議会の廃止についてまでの議案5件を一括議題といたします。

総務常任委員会委員長から常任委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

---

**総務常任委員会委員長報告**

○阿部與士男議長 総務常任委員会委員長、19番、富樫幸宏君。

(富樫幸宏総務常任委員会委員長 登壇)

○富樫幸宏総務常任委員会委員長 おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案5件については、審査の結果、次のとおり決定い

たしましたので、会議規則第39条第1項の規定により御報告いたします。

議案番号、件名、審査年月日、審査の結果、決定の理由の順に申し上げます。

議第13号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について。平成17年3月3日。原案可決であります。

本案は、北庄内合併協議会関係4市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであるが、起立採決の結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

議第14号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について。平成17年3月3日。原案可決であります。

本案は、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第7条第4項の規定により、協議して定めることについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものであるが、起立採決の結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

議第15号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について。平成17年3月3日。原案可決であります。

本案は、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を地方自治法第91条第7項の規定により、協議して定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるものであるが、起立採決の結果、賛成多数をも

って原案を可決すべきものと決定いたしました。

議第16号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について。平成17年3月3日。原案可決であります。

本案は、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期を協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第4項において、準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求めるものであるが、起立採決の結果、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

議第17号庄内北部地域合併協議会の廃止について。平成17年3月3日。原案可決であります。

本案は、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い庄内北部地域合併協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであり、原案を妥当と認め、可決すべきものと決定いたしました。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○阿部與士男議長 これより総務常任委員会委員長の報告に対し質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○阿部與士男議長 ないようですので、質疑を終結をいたします。

~~~~~

討 論

○阿部與士男議長 これより討論を行います。
通告がありますので、順次発言を許します。

長谷川 肇 議 員 討 論

○阿部與士男議長 2番、長谷川肇議員。

(2番 長谷川 肇議員 登壇)

○2番(長谷川 肇議員) おはようございます。

日本共産党市議会議員団を代表して、ただいま議題となっております議第13号から議第16号までの合併関係の議案4件について反対の立場から討論を行います。

最初に、議第13号の廃置分合について反対の理由を申し上げます。

第一に、廃置分合、つまり合併は基本的に住民の利益にならないことであります。私たちは合併問題が表面化して以来、合併のもたらすデメリットとして税や公共料金が引き上げられると指摘してきましたが、協定書などでも八幡町の都市計画税が酒田市の税率まで引き上げることになっていますし、国民健康保険税や公共料金についても、酒田市より低い3町の料金は酒田市に近いところまで引き上げられることが示唆されています。町独自の福祉施策もいろいろ後退することも明らかになっています。

また、交付税も11年目から減り始め、16年目からは大幅に減ります。議員が大幅に減ることによる住民自治の後退、きめ細かな行政サービスの後退、合併する町の過疎化の進行も懸念されるなど住民の利益にならない合併に反対するものであります。

第2に、住民の意向調査が行われていないことであります。合併問題は地方自治が行われる基礎的な形をどうするかという住民自治の根幹にかかわる問題であり、住民の意思によって決めるべきものであります。

市長は、市民の意見を聞いて判断したと言いますが、声を聞いたのは延べ4,700名といっています。人口の5%弱、有権者比で見ても6%程度、実数で言えばもっと少ない市民であり、多くの市民の声と言えないことは明らかではないでしょうか。総括質疑でも私たちの行ったアンケートでは、合併を望んでいない市民が多数であることや合併に賛成の市民でも、結論は住民投票でという人が6割近くいることも申し上げました。市長も一貫して住民の意向を尊重して進めると言ってきたことから見ても、住民の意向調査をしないままの合併は容認できません。

第3に、これも総括で申し上げましたが、協定書では、合併時まで統一、合併後統一という協定項目が数多く残されており、市民の暮らしも含め、どうなるかわからないままの合併も賛同できません。

以上が議第13号に反対する基本的な理由であります。

議第14号から16号の3件は、廃置分合、つまり合併に伴って財産処分などを協議して定めるというものであり、私たちは廃置分合そのものに反対なので、議第14号から16号についても反対であることを表明し反対討論とします。

市 村 浩 一 議 員 討 論

○阿部與士男議長 次に進みます。

5番、市村浩一議員。

(5番 市村浩一議員 登壇)

○5番(市村浩一議員) おはようございます。

ただいま上程されております議第13号から議第17号の合併関連議案につきまして、トータル的に賛成の立場から討論をさせていただ

きたいというふうに思っています。

総括質疑にもございましたが、合併協議につきましては平成14年の1市6町の合併研究会に始まり、途中、余目町、立川町の単独合併、その後の1市4町からの遊佐町の離脱など、いろいろな議論を交わしながらも一層の地域発展のためにも合併が必要であるとの認識の中で、去る2月19日の合併協定の調印式までたどり着いたわけであります。

今なぜ市町村合併なのかを改めて考えてみますと、第1には、新しいまちづくりのチャンスだということ、そして、第2には、合併こそ最大の行政改革のチャンスであるということであります。そして、改めて5年後、10年後の未来ビジョンが描ける最大のチャンスであることが挙げられるというふうに思います。合併は単に1市3町の垣根を取り払うだけではなく、旧1市3町が持つ人材や産業、特産品、文化などの地域資源を有効に生かし新酒田市として次世代へ向けたまちづくりに挑戦できるチャンスだということでもあります。

また、行政改革についても議員定数の削減や10年間を見据え職員の削減、退職手当組合からの脱退など、また合併しなければ交付税は急減するという事など、今回の合併を契機にトータル的な計画のもとに絶好の行財政改革の機会であるということであります。

地方分権一括法が制定され、地方の役割と責任は大きくなりました。いろいろと議論がなされ苦しみながら生まれようとしている新酒田市であります。今回の合併を機に、行政のみならず議会も一緒になり、住民の視点に立った議論を改めて行い、中心市であります酒田市のさらなる強いリーダーシップのもとで新酒田市がこれからの未来ビジョンを築き上げますよう御期待申し上げまして、議第13号から議第17号の合併関連議案につきまして

賛成の立場で討論をさせていただきます。

○阿部與士男議長 以上で通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

~~~~~

## 採 決

○阿部與士男議長 これより採決を行います。

初めに、日程第1、議第13号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

総務常任委員会委員長の報告は原案可決であります。総務常任委員会委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿部與士男議長 起立多数であります。

よって、議第13号は総務常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、日程第2、議第14号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてを起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

総務常任委員会委員長の報告は原案可決であります。総務常任委員会委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿部與士男議長 起立多数であります。

よって、議第14号は総務常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、日程第3、議第15号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

総務常任委員会委員長の報告は原案可決であります。総務常任委員会委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿部與士男議長 起立多数であります。

よって、議第15号は総務常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、日程第4、議第16号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議についてを起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

総務常任委員会委員長の報告は原案可決であります。総務常任委員会委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○阿部與士男議長 起立多数であります。

よって、議第16号は総務常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~

(中 略)

~~~~~

散 会

○阿部與士男議長 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月7日午後3時から再開いたします。

午前11時41分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

酒田市議会議長 阿部 與士男

酒田市議会議員 門田 克己

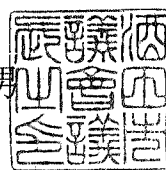
同 登坂 直樹

同 菅原 良明

上記は、会議録の抄本である。

平成17年3月18日

酒田市議会議長 阿部 與士男



平成 1 7 年

# 八幡町議会第 1 回定例会会議録

平成 1 7 年 3 月 3 日 開会

平成 1 7 年 3 月 1 1 日 閉会

八 幡 町 議 会 事 務 局



八幡町告示第4号

平成17年第1回八幡町議会定例会を平成17年3月3日八幡町役場に招集する。

平成17年2月18日

八幡町長 後藤孝司

## 平成17年第1回八幡町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成17年3月3日(木曜日) 午前10時00分 開会(本会議)

#### 開議

#### 諸般の報告

議長報告(会期日程、その他報告)

行政報告

組合議会報告

日程第1 会議録署名議員の指名(10番 加藤俊行議員 11番 浅井博之議員)

日程第2 会期の決定

日程第3 所管事務調査報告

報告第1号 所管事務調査報告(財政問題について)

総務常任委員会

報告第2号 所管事務調査報告(健康づくりについて)

厚生常任委員会

報告第3号 所管事務調査報告(公共下水道事業の現状と課題について)

産業建設常任委員会

日程第4 新規請願受理

請第1号 平沢区内の農道の町道編入について

請第2号 山形県立庄内農業高等学校の発展拡充等に関する意見書の提出を求める  
請願

請第3号 地域経済の活性化等を求める請願

請第4号 社会保障制度の抜本改革を求める請願

請第5号 定率減税の廃止、縮小を中止することを求める請願

日程第5 議第1号 八幡町部分林の運営に関する条例第2条に係る部分林契約の存続期間の変  
更に関する専決処分の承認について

議案等一括上程

議第2号から議第6号までを一括議題とする

- 日程第 6 議第 2 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について
- 日程第 7 議第 3 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 8 議第 4 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について
- 日程第 9 議第 5 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- 日程第 10 議第 6 号 庄内北部地域合併協議会の廃止について  
議案等一括上程  
議第 7 号から議第 25 号までを一括議題とする
- 日程第 11 議第 7 号 八幡町生活改善センター設置条例等を廃止する条例の設定について
- 日程第 12 議第 8 号 八幡町新出地区集会施設条例を廃止する条例の設定について
- 日程第 13 議第 9 号 八幡町加入者系光ファイバ網使用料及び手数料徴収条例の設定について
- 日程第 14 議第 10 号 八幡町青沢克雪管理センターの設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 15 議第 11 号 八幡町農産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 16 議第 12 号 八幡町大沢地区農産物加工所の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 17 議第 13 号 八幡町大沢地区多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 18 議第 14 号 八幡町一條公民館の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 19 議第 15 号 八幡町大沢公民館の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 20 議第 16 号 八幡町日向公民館の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 21 議第 17 号 八幡町体育施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第 22 議第 18 号 八幡町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 23 議第 19 号 八幡町教育委員会教育長の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 24 議第 20 号 八幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 25 議第 21 号 八幡町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 26 議第 22 号 八幡町大台野牧野放牧受託条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 27 議第 23 号 八幡町保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 28 議第 24 号 八幡町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 29 議第 25 号 八幡町農業委員会の選挙による委員定数条例の一部を改正する条例の制定について

散 会

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 16名

出席議員 16名

|              |                |              |
|--------------|----------------|--------------|
| 1 番 齋 藤 新 一  | 2 番 荒 生 令 悦    | 3 番 本 多 茂    |
| 4 番 佐 藤 康 晴  | 5 番 土 井 正 男    | 6 番 池 田 絃 一  |
| 7 番 池 田 賢 一  | 8 番 阿 曾 千 一    | 9 番 土 井 廣    |
| 10 番 加 藤 俊 行 | 11 番 浅 井 博 之   | 12 番 高 橋 一 泰 |
| 13 番 荒 生 豊   | 14 番 村 上 三 喜 郎 | 15 番 長 谷 川 裕 |
| 16 番 石 川 憲 雄 |                |              |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 町 長 後 藤 孝 司         | 教育委員長 後 藤 甚 一       |
| 農業委員会 長 後 藤 孝 之 助   | 監 査 委 員 土 井 賢 策     |
| 収 入 役 荒 生 幹 夫       | 教 育 長 伊 藤 亮 一       |
| 総 務 課 長 三 柏 憲 生     | 企 画 商 工 課 長 羽 根 田 篤 |
| 税 務 住 民 課 長 池 田 保   | 建 設 環 境 課 長 後 藤 修   |
| 農 林 課 長 畠 山 修       | 保 健 福 祉 課 長 小 松 秀 司 |
| 病 院 事 務 長 後 藤 登 喜 男 | 教 育 次 長 松 田 文 夫     |
| 農 委 事 務 局 長 土 井 一 郎 |                     |

出席した事務局職員

局 長 松 澤 清 治 書 記 丸 藤 由 利 子

## 本 会 議

議 長（石川憲雄）

おはようございます。各位には公私ともにお忙しいところ誠にご苦労様でございます。これより平成17年第1回八幡町議会定例会を開会いたします。（午前10時00分）

本日は議員は全員出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。はじめに議案の報告をいたします。本定例会に提案される議案については、去る2月22日、町長より47件受理いたし、先般送付申し上げたとおりであります。

— 中 略 —

議 長（石川憲雄）

おはかりいたします。この際、日程第6、議第2号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について」から、日程第10、議第6号「庄内北部地域合併協議会の廃止について」までの5件について一括議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石川憲雄）

ご異議なしと認めます。よって以上5件を一括議題とすることに決しました。町長より提出案件等について説明を求めます。町長。

町 長（後藤孝司）

ただいま一括上程されました議第2号から議第6号までの合併関連議案について、それぞれご説明申し上げます。

はじめに若干の経過を申し上げます。平成14年4月に庄内北部地域の1市6町の首長が合併に関する基本的な考え方について協議し、これを受け事務レベルの研究会が発足をいたしました。その後、任意協議会を5回開催し協議を進める中で、立川町と余目町が独自の合併を進める意向を示したため、酒田市・八幡町・遊佐町・松山町及び平田町の1市4町が、各市町議会の議決を経た上で、地方自治法に基づく庄内北部地域合併協議会が設置されたものであります。協議会では住民代表、その他関係者が委員として参加し、地域住民が安心して生活ができ、また希望を持ってまちづくりが進むよう、真剣かつ熱心に協議が重ねられました。昨年10月6日の第18回協議会においては遊佐町が離脱を表明し、行く末が心配されましたものの遊佐町が抜けても合併の必要性、重要性はいささかも変わらないとし、「北庄内合併協議会」を並行した形で立ち上げ、これまでの合意事項を尊重しながら3回の協議会を経て、去る2月19日の合併調印式に至ったものであります。こ

れまでさまざまな困難を乗り越え今日を迎えることができたという意味で、誠に感無量のものがありますし、住民の皆さんに心からの感謝を申し上げます。これからも地域の特性を活かして、更なる発展のために、皆さんと一体となりながら尽力してまいりたいと考えております。

それでは各議案についてご説明申し上げます。議第2号の「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合」は、地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるもの。

続いて議第3号の「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」は、地方自治法第7条第4項の規定により、別紙のとおり1市3町の財産は全て新たに設置される酒田市に帰属させることについて、第7条第5項の規定により議会の議決を求めるものであります。なお、協議書の平成17年3月14日は1市3町の議会議決が出揃う予定の日として設置されております。

次に議第4号の「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について」は、平成17年11月1日から現在の1市3町を廃し、その区域をもって新たな酒田市を設置することに伴い、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を地方自治法第91条第7項の規定により、別紙のとおり34人として協議し定めることについて、同条第10項の規定により議会の議決を求めるもの。

次に議第5号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について」は、1市3町の農業委員会の選挙による委員の任期を、別紙のとおり新たに設置される酒田市に1つの農業委員会を置き、1市3町の農業委員会委員の選挙による委員で新たに設置される酒田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30日までの間、引き続き新たに設置される酒田市の農業委員会の選挙による委員として在任する、という1カ月間の在任特例を協議決定することについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、合併協定書においては、在任期間を新市設置の日から2カ月以内にすると言われていましたが、過日開催された農業委員会代表者会議において話し合われた意向を最大限尊重するとともに、所管小委員会に報告「異議なし」との賛同が得られたため、具体的な期日となる11月30日までの在任期間とするものであります。

次に議第6号「庄内北部地域合併協議会の廃止について」は、地方自治法第252条の6の規定により、庄内北部地域合併協議会を平成17年3月31日限りで廃止することについて同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。ご案内のように遊佐町が離脱以来、機会をとらえて再考を促してきたところですが、2月19日に合併調印式を終え、議会の議決を得た後に、合併特例期限内の3月31日まで合併の申請を行う運びとなったところで、この特例期限内での対応は困難になっていると言わざるを得ません。また、合併申請を行いながら一方で別の協議会を並存しておくことは実態を伴わないこととなり、現在の遊佐町を尊重し、この度「庄内北部地域合併協議会」を廃止しようとするものであります。

以上、合併関連議案を一括ご説明申し上げましたが、細部については担当課長より補足説明させていただきますので、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げまして説明を終わります。

議長（石川憲雄）

町長の説明は終わりました。これより審議に入ります。審議は議案番号順に行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石川憲雄）

ご異議なしと認めます。よって議第2号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について」より、順次審議に入ります。

日程第6、議第2号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について」を議題といたします。本案について当局の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（三柏憲生）

議第2号で上程されました酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について、その提案理由を補足説明申し上げます。

昨年11月27日、1市3町を構成とする「北庄内合併協議会」が設立され3回の協議を経て、去る2月19日合併協定書の合意に基づいた調印式が行われました。それぞれの首長、議長からは「新しいまちづくりのためにもともに頑張っていこう」とのご挨拶がございました。このことを受けて平成17年11月1日から1市3町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することについて県知事に対し申請することになりますが、地方自治法第7条第5項の規定により、関係のある地方公共団体それぞれの議会の議決を経なければならないため、今議会に提案するものであります。なお、新たに酒田市を設置することに伴い、面積は602.7平方キロメートル、人口は平成16年4月1日現在となりますが11万9,615人となります。

以上、議第2号について概要をご説明申し上げましたが、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。補足説明といたします。

議長（石川憲雄） これより質疑に入ります。10番 加藤俊行議員。

10番（加藤俊行）

2月19日の調印式の前に、新聞報道の範囲でしか理解していませんけれども、酒田市においては合併の是非を問う住民のアンケートを実施したというふうな報道があったんですが、その内容についてはつかんでいたでしょうか。

議長（石川憲雄） 総務課長。

総務課長（三柏憲生）

新聞報道によってお答えを申し上げます。2月初めから酒田市では合併に関する意見募集を行われておったようでございます。その応募状況がまとまった結果でございますが、これは2月17日現在の記事でございましたけれども127件の応募があったと。その内7割近くが行政の効率化を進めてほしいといったようなことなど、合併に肯定的であったということで報ぜられております。

以上、簡単でございますが酒田市のアンケート調査の概要結果について答弁とさせていただきます。

議 長（石川憲雄） 10番 加藤俊行議員。

10番（加藤俊行）

町長答弁でこれまでアンケート行わない理由として、議会議員も町民の代表であるというふうなことで答弁をされてきました。ただいま課長答弁あったように、酒田市では選挙を行って現在の市議会議員がおるわけですが、そういう市でもアンケートを行った。一方、八幡町においては無競争ということで実質選挙行われなかったと。そういうことで本当の意味で合併問題を問うという選出のされ方をされなかったのではないかなということ以前申し上げておりますが、今日に至るもそうしたその住民の意識調査、あるいはアンケート、部分的なものは広報おりこみということで意見聴衆というふなことはあったようですが、明確に合併問題に対してどういう考えをもっているかという、全町民対象的なものは行われなかったのですが、その点について今どういうふうにお考えかお願いします。

議 長（石川憲雄） 町長。

町 長（後藤孝司）

住民の皆さんの考え方を知るという方法いろいろあるわけでありまして。アンケートも当然そのひとつの方法ということになります。ただ、酒田市の場合に先程行われたものが果たしてアンケートといえるものかどうか。100 数十人からの意見ということで、それはいろいろとらえ方があると思えますけれども、私はそれが全てではないと思っています。八幡町の場合には、いろいろ合併に関して疑問点等に対しても我々の考え方を申し上げさせていただいて、また住民の皆さんのさまざまな不安にも答えられるようにということで座談会、そういう方式をとっています。そして回数を重ねてきたわけでありまして、私としてはいろいろ疑問点に直接答えて、さらに理解を深めるということを考えればアンケートより座談会の方がはるかに丁寧な対応だったと、このように思っております。なお、その座談会においても一部反対意見はあったわけですが、それにも丁寧にお答えをしてきたつもりでありますし、また、ほとんどの参加した住民の皆さん、大部分は合併を容認をしていたと、そのように判断をしております。

以上、お答えをいたしました。八幡町の対応が悪かったと、そういう思いは持っておりません。十分住民の皆さんの疑問にも答えてきた、そういう認識をしております。

議 長（石川憲雄） 10番 加藤俊行議員。

10番（加藤俊行）

過日予算開示の総務常任委員会の時に、合併協定書を拝見をさせていただきましたけれども、その内容については今後どのように町民の皆さんの前に明らかにされるのか、その点お願いします。

議 長（石川憲雄） 総務課長。

総務課長（三柏憲生）

合併協定書の内容につきましては、加藤議員ご覧になっていただいております。既に町民に対する座談会等でご説明を申し上げ、その際の資料としても配布してございますようにほとんど同じ内容となっております。したがって改めて協定書そのものをご覧にいれるということは現在考えてございませんけれども、住民等からの問い合わせがあれば、あるいはより具体的な説明が求められれば、その協定書、調印の内容も含めましてお知らせをしてみたいと、そのように考えております。

議 長（石川憲雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（石川憲雄）

これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず最初に原案反対の議員の発言を許します。10番 加藤俊行議員。

10番（加藤俊行）

ただいま上程されました議第2号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について反対の立場から討論をいたします。これまで合併問題の一連の流れの中で、今日に至るもついに圧倒的多数の住民の意思を確認することは本町では行われていない。地方自治を進める上で最も大切にされなければならない点は、1つは地域住民の利益を守るという地方自治体の本来の任務の点に照らせば、合併しない場合どのようなのか、合併した場合どのようなのかといった大多数の町民を対象にした十分な説明は行われず、合併しなければやっていけないという、先に合併ありきで世論を合併の方に誘導する説明に終始してきています。この点で町当局として町民に対する責任を果たしているとはいえない。

2つ目には地域住民の意思を尊重して決めるべきという地方自治の本旨に照らし、合併した場合、しない場合のシミュレーションを示し、町民の大多数が十分に理解をした段階において、住民投票によって合併の是非を決定すべきものである。しかし、町当局の進め方は説明資料のほとんどの内容が合併しなければやっていけないというものであり、十分な説明を行っていない。また、住民の理解が十分でないまま、意識調査やアンケートをやるのは正確な住民の意思が反映されないと言いながら、住民の意思を確認することを放棄してきています。以上のように町の主権者は住民であると言いながら、合併という重大な問題について主権者の意思を確認しないまま進めるという、本町の歴史においても重大な汚点を残すものと言わざるを得ません。

以上、申し上げました理由から、議第2号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合については反対をするものであります。以上です。

議 長（石川憲雄） 次に原案賛成の議員の発言を許します。15番 長谷川裕議員。

15番（長谷川裕）

私は賛成の立場から討論させていただきます。今回の市町村合併問題においては、住民座談会でも将来の地域の姿が見えない、また公共料金が上がっていくのではないかと、郡部は見捨てられていくのではないかと不安が出てきたのは承知しております。また去年は住民投票請求も出され、合併は住民の判断で決しようとする考えもありました。これらはいずれも生活の不安や八幡の将来を思っの発言や行動だったと思います。また、一方では心情的には心苦しく感じながらも、合併を期に閉塞感を打ち破り、新たな展開を求める声も多々ありました。人口が減少し続け、産業も衰退し、一人当たりの所得水準が県下でも下位にある当町の状況では、合併しないでこのままの行政体を維持することは生産手段が弱い状況で鎖国政策をとるようなものではないでしょうか。むしろ今回の合併を地域再生のチャンスととらえ、広域化に伴うスケールメリットを追求し、産業の振興、社会基盤の充実、教育、社会福祉面での総合的な連携により、将来に向けて我々住民がフロンティアスピリッツを持って、どうしたら生活しやすい八幡地区を築いていけるかをプラス志向で考えていく方が将来のためになると考えます。八幡だけの小さなエリアで物事を考え行動するより、我々



の生活と切っても切れない関係にある酒田市の都市づくりにも積極的にかかわり、八幡地区の充実を図った方がよいと考えます。よって私は本議案に賛成をいたします。

議長（石川憲雄） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石川憲雄）

これをもって討論を終結いたします。これより議第2号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（石川憲雄）

起立多数であります。よって議第2号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議第3号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」を議題といたします。本案について当局の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（三柏憲生）

議第3号で上程されました酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、その提案理由の補足説明を申し上げます。

新たに酒田市を設置することに伴う1市3町の財産処分については、地方自治法第7条第4項の規定に基づき、関係団体が協議の上、定めることになっております。その協議につきましては別紙協議書のとおり、「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の財産は、全て新たに設置する酒田市に帰属させる」との内容で、各議会の議決が出揃うと予想される3月14日の日程で定めるものであります。なお、財産とは土地、建物、基金、債権等、現在各団体が有する全ての財産を指すものであります。

以上、議第3号についてその概要をご説明申し上げましたが、北庄内合併協議会関係4市町の配置分合に伴う財産処分について地方自治法第7条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議賜り、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げまして補足説明を終わります。

議長（石川憲雄） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（石川憲雄） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（石川憲雄）

討論なしと認めます。これより議第3号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（石川憲雄）

起立多数であります。よって議第3号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。 (午後12時00分)

議 長（石川憲雄）

午前中に引き続き再開いたします。 (午後1時00分)

日程第8、議第4号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について」を議題といたします。本案について当局の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（三柏憲生）

それでは議第4号で上程になりました酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について、その概要を補足説明申し上げます。

ご案内のように議員定数の法定数は、地方自治法上で「人口10万人から20万人の市では34人」とされておりますが、北庄内合併協議会におきましても地方自治法第91条第7項の規定に基づき、協議で定める議会議員の定数を34人とするに協定されたところであります。このことを受け、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を34人とし、別紙のとおり協議書を取り交わすことについて、地方自治法第91条第10項の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

なにとぞ原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。補足説明といたします。

議 長（石川憲雄） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（石川憲雄） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（石川憲雄）

討論なしと認めます。これより議第4号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（石川憲雄）

起立多数であります。よって議第4号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議第5号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について」を議題といたします。本案について当局の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（三柏憲生）

ただいま議第5号で上程になりました酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分

合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、その概要を補足説明申し上げます。

平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することに伴い、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の任期について、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により、別紙協議書のとおり新たに設置される酒田市に1つの農業委員会を置き、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の選挙による委員で、新たに設置される酒田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30日までの間、引き続き新たに設置される酒田市の農業委員会の選挙による委員として在任するとの内容で定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求めるため提案するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。補足説明を終わります。

議長（石川憲雄） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（石川憲雄） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（石川憲雄）

討論なしと認めます。これより議第5号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（石川憲雄）

起立多数であります。よって議第5号「酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について」は、原案のとおり可決されました。

— 中 略 —

議長（石川憲雄）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

（午後2時52分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年3月18日

八幡町議会議長 石川憲雄

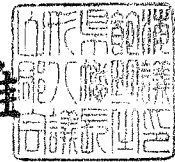
八幡町議会議員 加藤俊行

八幡町議会議員 浅井博之

上記は会議録の抄本である

平成17年3月22日

山形県飽海郡八幡町議会議長石川憲雄



## 平成17年第1回松山町議会定例会会議録抄本

松山町告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成17年第1回松山町議会定例会を平成17年3月7日松山町に招集する。

平成17年3月4日

松山町長 佐々木 藤 正

平成17年3月7日（月曜日）

### 議事日程（第1号）

平成17年3月7日（月曜日）

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定  
議会運営委員会報告  
（会期 平成17年3月7日（月）から3月14日（月）まで8日間）
- 日程第4 請願受理（請願文書表）  
請願第1号 定率減税の廃止・縮小を中止することを求める請願  
請願第2号 社会保障制度の抜本改革を求める請願  
請願第3号 山形県立庄内農業高等学校の発展拡充に関する意見書の提出を求める請願書
- 日程第5 報告第1号 所管事務調査報告について  
（町道整備と除雪体制について）  
〔産業建設常任委員会〕
- 日程第6 議案一括上程  
議第1号から議第21号まで 以上21件
- 日程第7 平成17年度施政方針表明並びに議案等提案理由説明 町長
- 日程第8 平成17年度教育委員会教育方針表明 教育委員会委員長
- 日程第9 発議第22号 議員派遣について
- 日程第10 発議第23号 松山町議会広報対策特別委員会委員の選任について
- 日程第11 報告第2号 松山町議会広報対策特別委員会委員長・副委員長の互選報告について
- 日程第12 行政報告 助役

- 日程第 1 3 議第 1 6 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について
- 日程第 1 4 議第 1 7 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 1 5 議第 1 8 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について
- 日程第 1 6 議第 1 9 号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- 日程第 1 7 議第 2 0 号 庄内北部地域合併協議会の廃止について

## 本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号と同じ)

## 出 欠 席 議 員 氏 名

議 長 新 館 俊 雄

副議長 佐 藤 正 志

(出席議員 1 6 名)

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 番 能登山 幸 喜 議員   | 2 番 後 藤 祥 一 議員   |
| 3 番 石 川 勝 介 議員   | 4 番 今 田 武 議員     |
| 5 番 佐 藤 豊 議員     | 6 番 岩 崎 嘉 市 議員   |
| 7 番 田 中 廣 議員     | 8 番 寒河江 英雄 議員    |
| 9 番 阿 部 助 作 議員   | 1 0 番 石 川 信 一 議員 |
| 1 1 番 後 藤 孝 也 議員 | 1 2 番 小 田 和 夫 議員 |
| 1 3 番 齊 藤 康 広 議員 | 1 4 番 佐々木 知 夫 議員 |
| 1 5 番 佐 藤 正 志 議員 | 1 6 番 新 館 俊 雄 議員 |

(欠席議員 0 名)

## 説明のため出席した者職氏名

町 長 佐々木 藤 正

助 役 澁 谷 賢 一

代表監査委員 筒 井 昭 治

教育委員会 土 田 迪 子  
委 員 長

|                            |         |                  |         |
|----------------------------|---------|------------------|---------|
| 農業委員会<br>会 長               | 富 樫 一 彦 | 教 育 長            | 土 田 貞 典 |
| 総務企画課長                     | 平 向 興志雄 | 税務町民課長           | 須 貝 彰   |
| 健康福祉課長                     | 後 藤 吉 史 | 産業建設課長           | 川 田 進   |
| 環境水道課長                     | 難 波 富 也 | 教 育 次 長          | 莊 司 東 一 |
| 農業委員会<br>事 務 局 長<br>(兼務課長) | 川 田 進   | 主 査 兼<br>財 政 係 長 | 阿 部 み え |

---

### 事務局出席職員氏名

|         |       |     |         |
|---------|-------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 新 館 篤 | 書 記 | 後 藤 由 美 |
|         |       | 書 記 | 後 藤 佳   |

- 
- 議長（新館俊雄議長） おはようございます。議員の方々は全員出席であります。  
ただいまから平成17年第1回松山町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
（午前 9時30分）

（日程第1 省略）

- 
- 議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第2 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により8番寒河江英雄議員、9番阿部助作議員を指名します。

- 
- 議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第3 会期の決定を議題とします。この件については、2月28日に開催されました議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。議会運営委員会委員長

- 議会運営委員会委員長（田中廣議員） 登壇 平成17年第1回松山町議会定例会の会期及び運営につきまして、2月28日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果をご報告いたします。

出席者につきましては、議会運営委員5名と、議長が出席いたしました。委員1名は欠席です。また、説明員として総務企画課長、書記に議会事務局長が出席しております。第1回議会定例会に提案されます案件で、町長提案については総務企画課長より説明を受けたわけですが、平成16年度一般会計補正予算1件、各特別会計補正予算3件の補正予算案件が4件、平成1

7年度一般会計予算、各特別会計予算4件と水道事業会計予算の当初予算案件が6件、条例の一部改正3件、条例の設定1件、事件案件1件で、その他事件案件として合併関連案件ですけれども、これが5件、人事案件1件、合計21件であります。また、議会関係につきましては、発議が2件、報告2件であり、ほかに行政一般質問が7名で9問14項であります。これらを考慮いたしまして、今回の会期は、本日3月7日から3月14日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期日程を申し上げます。

本日7日は、先ほど行われました議員表彰の伝達、諸般の報告、会議録署名議員の指名、そして、この会期の決定を行いまして、次に3件の請願受理を行い、紹介議員より請願の趣旨を説明いただきます。3件とも総務企画常任委員会に付託いたします。次に、産業建設常任委員会より所管事務調査終結の報告を行います。次に、議案21件を一括上程いたしまして、町長より平成17年度施政方針表明並びに議案等の提案理由を説明いただきます。その後、教育委員会委員長より平成17年度教育委員会教育方針表明を行っていただきます。次に、議員発議を2件行い、広報対策特別委員会委員長、副委員長互選の報告、その後、助役より行政報告を行っていただきます。引き続き、合併関連5議案を1件ずつ審議を行い、採決いたします。審議修了後、本会議を終了いたしますが、引き続き、議員控室におきまして議会全員協議会が開催されます。

第2日目、8日は、本会議を休会し、各常任委員会を開催いたします。

第3日目、9日は、本会議を開会し、平成16年度一般会計補正予算、ほかに各特別会計補正予算3件の計4件について審議を行います。引き続き、平成17年度予算6件を一括議題とし、一般会計予算及び各特別会計予算、水道事業会計予算の補足説明を各課長より行っていただき、申し出順に総括質疑を行います。その後、全議員による予算審査特別委員会を設置し、当初予算案件6件を委員会に付託し、本会議を終了いたします。

第4日目、10日は、本会議は休会とし、予算審査特別委員会を開会し、委員長、副委員長を互選。会議録署名委員の指名後、各会計の予算審査を行います。

第5日目、11日は、本会議を休会し、前日に引き続き、予算審査特別委員会を開催いたします。平成17年度当初予算の審査は、この10日と11日の2日間となります。

第6日目、12日は、土曜日のため休会であります。

第7日目、13日は、第2日曜日でありますので、日曜議会として本会議を開会し、通告順に従い行政一般質問を行います。7名で9問14項であります。

最終日、第8日目、3月14日は、午前9時より議会運営委員会を開催し、追加案件等の協議を行います。午前9時30分より本会議を開会し、予算審査特別委員会に付託してありました各会計当初予算6件を一括議題とし、委員長より審査の報告を行っていただき、その後、各会計予算ごと、採決いたします。次に、条例案件4件、事件案件、これは松山町特定環境保全公共下水道、松山浄化センター建設工事委託に関する協定の一部変更についてを1件、人事案件、固定資産評価審査委員会委員の選任についての1件を行い、ほかに日程追加案件が予定されております。

今3月議会定例会には、合併関連議案や17年度の当初予算等の本町にとって大変重要な議



案が提案されております。議員各位には要点を整理して質問していただき、当局側も明確な答弁を行っていただき、活発な議論を展開されますことを望むものであります。この議事日程にご協力を賜りますようお願いいたしまして、報告といたします。降壇

- 議長（新館俊雄議長） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、3月7日、本日から3月14日までの8日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（新館俊雄議長） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月7日から3月14日まで8日間と決定しました。

---

（日程第4～日程第5 省略）

---

- 議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第6 議案等の一括上程を行います。

議第1号平成16年度松山町一般会計補正予算（第6号） 議第2号平成16年度松山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 議第3号平成16年度松山町介護保険特別会計補正予算（第3号） 議第4号平成16年度松山町下水道事業特別会計補正予算（第4号） 議第5号平成17年度松山町一般会計予算 議第6号平成17年度松山町国民健康保険特別会計予算 議第7号平成17年度松山町老人保健特別会計予算 議第8号平成17年度松山町介護保険特別会計予算 議第9号平成17年度松山町下水道事業特別会計予算 議第10号平成17年度松山町水道事業会計予算 議第11号松山町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議第12号松山町奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について 議第13号松山町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例の制定について 議第14号松山町駐在員設置条例を廃止する条例の設定について 議第15号松山町特定環境保全公共下水道松山浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更について 議第16号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について 議第17号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について 議第18号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について 議第19号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について 議第20号庄内北部地域合併協議会の廃止について 議第21号松山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上21件を一括上程いたします。

---

（日程第7～日程第12 省略）

---

- 議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第13 議第16号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合についてを議題とします。提案理由の説明は終わっておりますので、補足説明を求めます。総務企画課長
- 総務企画課長 議案を朗読して補足説明にかえさせていただきます。議第16号酒田市、飽海

郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について。地方自治法第7条第1項の規定により、平成17年11月1日から酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新館俊雄議長） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議第16号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（新館俊雄議長） 起立全員です。したがって、議第16号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合については原案のとおり可決されました。

---

○議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第14 議第17号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。提案理由の説明は終わっておりますので、補足説明を求めます。総務企画課長

○総務企画課長 議第17号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、補足して説明申し上げます。

新たに廃置分合に伴いまして、この財産処分につきまして別紙のとおり協議をしたいということで提案するものでございます。別紙のとおり協議の内容につきましては、記にございますように、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の財産は、全て新たに設置される酒田市に帰属させるという内容の協議書を、来る17年3月14日付で交わしたいとする内容でございます。よろしく議会の議決をお願い申し上げます。

○議長（新館俊雄議長） これより質疑を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議第17号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（新館俊雄議長） 起立全員です。したがって、議第17号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については原案のとおり可決されました。

○議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第15 議第18号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明は終わっておりますので、補足説明を求めます。総務企画課長

○総務企画課長 議第18号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について、補足して説明申し上げます。

廃置分合に伴いまして、新たに設置されます酒田市の議会議員の定数につきましては、別紙のとおり協議をして定めたいとするものであります。別紙にごございますように、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数は34人とするという内容で協議書を交わしたいとする内容でございますので、よろしく議決をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（新館俊雄議長） これより質疑を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議第18号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（新館俊雄議長） 起立全員です。したがって、議第18号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議については原案のとおり可決されました。

若干休憩します。

（午後 5時07分）

○議長（新館俊雄議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時11分）

○議長（新館俊雄議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（新館俊雄議長） 次に進みます。日程第16 議第19号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議についてを議題とします。提案理由の説明は終わっておりますので、補足説明を求めます。総務企画課長

○総務企画課長 議第19号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、補足して説明いたします。

農業委員会の委員につきましては、在任特例を使うということの協議を交わして当たりたいとする内容でございます。なお、協議の内容につきましては、別紙にごございますように、新た

に設置される酒田市に一つの農業委員会を置き、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の農業委員会の委員の選挙による委員で新たに設置される酒田市の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、合併の日から平成17年11月30日までの間、引き続き新たに設置される酒田市の農業委員会の選挙による委員として在任するという内容で協議を交わしたいので、議決を求めるものでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（新館俊雄議長） これより質疑を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。討論を行います。

（「ありません」の声）

○議長（新館俊雄議長） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。議第19号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（新館俊雄議長） 起立全員です。したがって、議第19号酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議については原案のとおり可決されました。

---

（日程第17 省略）

---

○議長（新館俊雄議長） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、大変ご苦労さまでございます。これで散会します。

（午後 5時15分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年3月7日

松山町議会議長 新館 俊 雄

松山町議会議員 8 番 寒河江 英 雄

松山町議会議員 9 番 阿 部 助 作

上記は会議録抄本である。

平成17年3月22日

松山町議会議長 新 館 俊 雄



平田町議会第1回定例会会議録

平成17年3月10日(木曜日)

議事日程(第3号)

- 開議宣告 平成17年3月10日(木曜日) 午前 9時30分開議  
(会議規則第8条、第11条)
- 日程第1 議第4号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について
- 日程第2 議第5号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第3 議第6号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について
- 日程第4 議第7号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について
- 日程第5 議第8号 庄内北部地域合併協議会の廃止について
- 日程第6 議第9号 平田町ふるさと農村環境基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第7 議第10号 平田町育英奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の設定について
- 日程第8 議第11号 平田町スポーツ振興基金条例を廃止する条例の設定について
- 日程第9 議第12号 平田町個人情報保護条例の設定について
- 日程第10 議第13号 平田町農山村広場の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第11 議第14号 平田町砂越コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第12 議第15号 平田町悠々の杜温泉施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第13 議第16号 平田町悠々の杜直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の設定について
- 日程第14 議第17号 平田町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第18号 平田町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第19号 平田町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条

例の制定について

日程第17 議第20号 平田町一般職の職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

○会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

○出席議員（16名）

|     |     |     |     |     |    |     |     |    |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 1番  | 石黒  | 寛   | 2番  | 後藤  | 仁  | 3番  | 齋藤  | 孝雄 |
| 4番  | 高橋  | 強   | 5番  | 小野寺 | 茂  | 6番  | 高橋  | 正和 |
| 7番  | 阿部  | 千代吉 | 8番  | 佐藤  | 力  | 9番  | 長谷部 | 耕次 |
| 10番 | 佐藤  | 忠智  | 11番 | 富樫  | 文雄 | 12番 | 阿部  | 時男 |
| 13番 | 佐藤  | 主良  | 14番 | 阿部  | 正次 | 15番 | 今井  | 英夫 |
| 16番 | 小松原 | 俊   |     |     |    |     |     |    |

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

|   |   |    |    |    |          |    |    |    |   |    |    |    |    |   |    |    |
|---|---|----|----|----|----------|----|----|----|---|----|----|----|----|---|----|----|
| 町 | 長 | 加藤 | 寛英 | 助  | 役        | 佐藤 | 和彦 |    |   |    |    |    |    |   |    |    |
| 教 | 育 | 長  | 三浦 | 正昭 | 教育委員会委員長 | 佐藤 | 富雄 |    |   |    |    |    |    |   |    |    |
| 農 | 業 | 委  | 員  | 会  | 会        | 長  | 土田 | 義勝 | 監 | 査  | 委  | 員  | 仲  | 鉢 | 広  | 男  |
| 総 | 務 | 課  | 長  | 佐藤 | 富雄       | 企  | 画  | 課  | 長 | 齋藤 | 啓一 |    |    |   |    |    |
| 税 | 務 | 町  | 民  | 課  | 長        | 石黒 | 吉春 | 福  | 祉 | 課  | 長  | 久松 | 勝郎 |   |    |    |
| 教 | 育 | 課  | 長  | 齋藤 | 善和       | 建  | 設  | 課  | 長 | 兼  | 水  | 道  | 課  | 長 | 鈴木 | 良寿 |
| 農 | 林 | 課  | 長  | 前田 | 茂実       | 収  | 入  | 役  | 室 | 長  | 石川 | 完  |    |   |    |    |
| 総 | 務 | 主  | 査  | 石川 | 忠春       |    |    |    |   |    |    |    |    |   |    |    |

○議会事務局出席職員

議会事務局長 結城眞理 議会係長 太田滋子

○議長（小松原 俊）

おはようございます。

会議を始める前に、事務局長に出席議員の確認をさせます。事務局長。

○議会事務局長（結城眞理）

全員出席でございます。

○議長（小松原 俊）

事務局長報告のとおり、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小松原 俊）

日程第1 議第4号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合について、日程第2 議第5号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について、日程第3 議第6号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議について、日程第4 議第7号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について、日程第5 議第8号 庄内北部地域合併協議会の廃止について、以上5件を関連がございしますので一括上程といたします。

議案の朗読を求めます。総務主査。

○総務主査（石川忠春）

議第4号、議第5号、議第6号、議第7号、議第8号 議案朗読（記載省略）

○議長（小松原 俊）

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤寛英）

おはようございます。

ただいまご提案申し上げました議第4号から第8号までの議案につきましては、一括してご説明申し上げます。

今日、地方公共団体を取り巻く状況は、地方分権、少子高齢化の進展、厳しさを増す財政状況など、大きな変革期にあります。

このような中、酒田市、八幡町、松山町と本町が合併することにより、地域の魅力や地域の力を総合して発展することが本地域の最良の選択であると考え、去る2月19日に合併協定書の調印に至ったところでございます。これまでの道のりは決して平坦なものではありませんでしたが、合併協議の中で培われた共同理解と一体感は今後の新たなまちづくり



の礎になるものと考えているところでございます。

これまでにご理解とご協力をいただきました町民の皆様、議会議員各位に心より感謝を申し上げます、概要についてご説明申し上げます。

議第4号につきましては、北庄内合併協議会関係4市町の合併協定書の合意に基づき、地方自治法第7条第1項の規定により、酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町を廃し、その区域をもって新たに酒田市を設置することを山形県知事に申請することについて、同条第5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議第5号につきましては、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う財産処分について、地方自治法第7条第4項の規定により、協議して定めることについて、同条5項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議第6号につきましては、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、新たに設置される酒田市の議会の議員の定数を地方自治法第91条第7項の規定により、協議して定めることについて、同条10項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議第7号につきましては、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期を協議して定めることについて、市町村の合併の特例に関する法律第8条第4項において準用する同法第6条第8項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議第8号につきましては、北庄内合併協議会関係4市町の廃置分合に伴い、庄内北部地域合併協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議をいただきまして、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（小松原 俊）

これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。9番。

○9番（長谷部耕次）

大体的内容的なものはわかりましたけれども、二、三点確認をさせていただきたいと思っております。

本日提案された中で、全体的においては廃置分合という基本的なまさに土台の部分で今提案をされたわけですから、それ以外にかかわる日々の行政事務的なものは相当細かく調整をされております。

その中で、私一つ疑問に思うのは、名称にかかわること、これは非常に合併ですので余り長く物をやらずに短くして、効率よくしてわかりやすくという目的はわかりますけれども、これは行政部分から見た場合はそういうふうに非常にわかりやすく、一般生活にはさしたるものはないというふうに思います。ただ、町民にお願いをして諸団体名として使っている団体名があるわけですが、これらのものは皆さん方の行政区域外ですので一切関係ない、ノータッチという考えでこういう行動に来ておられるのかどうか。

例えば、これはまさに行政団体と違いますので、今現在「平田町商工会」という名前を使っております。これなるものも、合併をした場合、商工会法とは違うものですから一概には言えないと思いますけれども、このような名称をやっぱり企業活動等含めてそういう部分はどのように調整をされているのか。また逆に、それは関係ないからその団体でどこまで使っていてもいいよと。変えるなら、後でその団体で変えても結構ですよという解釈でそのものが議論されておるのか。

それからもう一つは、我々が、私もその一員ではありますがけれども、酒田地区交通安全協会の部分において「平田町支部」という名称を使っております。こういうものはどのような形で行政ではとらえておられるのか。これは警察組織ですから、警察組織のみで考えればいいのだというふうに解釈をされているのか。

それからもう一つは、飽海森林組合という名称を使っておりますから、こういうものも行政とは関係のない組織ですから、その行政はその行政で使いなさいよということで、あくまでも飽海森林組合というのがずっと残っていくということを認識されておるのか。

もう一つ言えば、婦人会の組織もそうでしょう。平田町の婦人会組織の頭には平田町というふうにつけてありますから、こういうふうに細かくいきますと非常に内容がそういうふうに見えてきます。これなるものはどのように整理をされているのか。この辺のところをひとつお願いしたいと思います。

それから、あと一つは財産についてのことでありますけれども、大枠にくくって財産という一言で言うておりますけれども、どういう財産がどういう財産価値においてそれを合併に持って行って、その後の調整というのはどういうふうに基本的に町民にわかりやすく知らされているのかどうか。この2点についてお伺いしてみたいと思います。

○議長（小松原 俊）

総務課長。

○総務課長（佐藤富雄）

公的団体等の取り扱いでございますけれども、協定項目の16で調整方針が決定になっているところでございます。

それで、朗読させていただきますけれども、公共的団体等については、新市の一体性の確立のため、各団体の実情を尊重しながら次のとおり調整に努めるものとする。

一つ目には、共通の目的を持った団体は、合併時に統合するようにまずは働きかけますということでございます。

二つ目には、共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合することが難しい団体は、合併後速やかに統合するように働きかけをしていくということでございます。

それから三つ目には、共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるように働きかけをしていくということでございます。

それで、公共的団体等のとらえ方でございますけれども、農業協同組合、森林組合、その他協同組合、それから商工会議所、商工会、それら等の産業経済団体、社会福祉協議会、

青年団、婦人会等々の公共的活動を含むものはすべて含まれまして、法人格を持つかどうかは問うてないということでございます。その他の公共団体として防犯協会とか今、長谷部議員から言われた交通安全協会とかです。そういうようなものについてリストアップいたしているところでございます。

これから11月1日の合併に向けまして、それらの関係の団体と行政の窓口といいますか、担当部局と一緒にあって、先ほどの方針に基づいて10月末まで合併できるのかどうか。それから現在の活動をより生かしながら、さらに合併後も一体的に活動強化できる、そういう名称等、組織等がどうあればいいか、今後議論をしていくことになるかというふうに思っています。

続いて、財産の取り扱いでございますけれども、すべて新市に引き継ぐという調整方針でございます。ですから貯金であります基金、それから借金であります負債、起債ですと、それから債権、それからもう一つは債務負担ということで、将来にわたって町が保証している債務があるわけですが、その債務についてすべてもろもろ新市に引き継いでいくということでございます。それを新市としてどう財産を有効に活用しながら行政運営を行っていくかということについては、合併時までさらに計画を立てていくということになるかというふうに思います。当面は新市の建設計画の中で財政計画を示していくわけですが、現時点では示されている財政計画に基づいてを基本にしながら運営をしていくということになるというふうに思います。以上であります。

○議長（小松原 俊）

9番。

○9番（長谷部耕次）

16の部分においてそういう調整は図られておるといふ今の答弁でしたけれども、今私が聞いていますと、まさに行政側の解釈のみで現時点では対応されておるといふことのようにです。例えばこの間の警察署の話し合いの中でも、こういう団体部分のものは、今の名称、方式から言うと酒田市飛鳥、砂越という集落名を使うということになってはいますけれども、じゃ我々は酒田市飛鳥交通安全支部というふうに使えないのか。これは使えない。管轄下はやっぱり酒田警察本署にあるので使えない。それではその支部名をどうしているかという、酒田市、現在の町名を使った町名でなっております。そうした場合、我々のところは、どういふふうになるのかと。平田町というのはありません。じゃということで、今の行政の対応は固有の土地柄名を使うというふうになってはいますので、先ほど言いましたようにそれを使うことはできないんです。旧態の平田町の全体組織として東ねておりますから、やはりこれは平田町なんです。仁助新田でも北俣でも中野俣でも檜橋でもないんです。やはり平田町なんです。これは日々、毎日活動していますから、合併に向けて調整を図りますとか、以後の調整課題にしてはおりますかでは行動がとれないんです。この辺のところは行政の部分はどうに議論してきて、即対応できるような形になっておらなければ私はだめなものかと思うんですけれども。

それからもう一つは、商工会もそうです。商工会組織は、商工会議所組織との法的違いがありますので、簡単にはいきません。ですから1市3町の合併の中での行政行動の枠にそっくりはめ込むということはできないわけです。こういった場合に、その名称というのはあくまでも独自の政策で進んでいくとなれば、やはり平田町商工会という名称を使わざるを得ないわけです。だからそういう部分を調整をしていくんだというのであれば、もう既にその調整行動が起きていなければだめなはずなんですけれども、それはいまだ起きていないでしょう。そういう相手があり、非常に手のつけにくいところは今の調整の中では手をかけていないのが実態のようなんですね。これでは本当の意味のでき上がった組織として合併に持ち込めるというのは、まだ私はでき上がっていないと思うんです。

それからあと一つは、今の財産部分的なことになりますと、起債、公債とか、財政面で日々やっている部分を財産と考えておりますけれども、古来に持っている財産というのは不動産、動産、流動産との違いがあるはずですが。この部分の扱いはどのように町民に説明をし、納得をしていただいているのか。その地域において、この平場においては余りそういう部分は見えてきませんけれども、山間部に行きますと古来より地域の財産として守ってきて、その財源の効率的な運用は地元で使えるという基本的なとらえ方をしている部分があるはずですが。こういうものはどのようにこの先できるように皆さんに納得されるように調整をされているのか。やはり一番に必要なところは私はその辺だと思うんです。日々皆さん方の調整でやれる事務的措置というのはいつでもできますけれども、そういう部分のところが、今回の一般質問の中にも不安があるというのは、私はそういう部分に類をしているものだと思うんですけれども、その辺の対応がいまいち見えてこない中で、ただ期限があるから、そこまでの合併論だけを論じていくということは町民に不安感を与えたままの行動にしか私は見えてこないんですけども、その辺のところ、調整できるのでしょうか。それともその前に完結されるという部分でシステムがつくられているかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（小松原 俊）

町長。

○町長（加藤寛英）

名称につきましては、基本的に統合されているいろいろと統一されていくんだというふうに思っていますけれども、いろいろの団体がございます。任意団体それから公的団体等がありますけれども、私ども平田町という名称が残るもの、それは公的施設につきましては残るというふうに思っております。任意団体につきましてもそれぞれにお考えをいただいておりますというふうに思っておりますが、商工会につきましても平田町商工会、平田商工会、いろいろの考えの中で推移をしていくんだらうというふうに思っております。婦人会にしてもそうありますが、それらにつきましては合併時までにはいろいろの中で検討された中で名称ということこれからいろいろと検討されていくのではないかと。合併後におきましては一つの組織体でありますので、どう名称を使うかということについて、るるこれ

から協議をされていくものであろうというふうに思っております。あくまでも任意団体のことにつきましては、行政として関与できる部分、あるいはできない部分等々もありますけれども、いろいろの皆様方の考えの中で決まっていくというふうに思っております。

財産につきましては、町の固定資産、あるいは部分林等々もありますけれども、財産区等々について、旧来よりこれは町と今までの50年間の歴史の中で、昭和の合併以来、約束をされてきたという財産もあるようであります。これらにつきましてはそのとおり新市の方にその地域の財産として引き継ぐようになってございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小松原 俊）

9番。

○9番（長谷部耕次）

財産の方は新市の方に引き継がれるように努力をしていくということでございますので、そういうふうになってくれば町民の一つの不安感も解消されるものだと思います。

ただ、名称について、今町長の答弁は、やはり任意団体はそれなりの解釈で使ってもよしいという解釈で受けとめても私はいいのかなというふうに思いました。そうしますと、例えば二重構造で進むということになるわけですね。行政面においては行政でやりましたから、それはいけますよと。ですけれども、そういう任意団体的なものは、それなりの団体の解釈だから、どういうふうにするかは行政では言及はしないよということは、他の3町、平田町は3町目できょうの議決になるわけですが、今町長がそういう答弁をしたものが1市2町に了解を得られているのかどうか。一本としていけるのかどうか。ここで答弁されて、これは議会ですから、それでよろしいんでしょうか、我々がそういう受けとめ方をして。例えば今私がかかわったような会議の中でそういう表現をし、平田町町長はそういうことで議会答弁していますよということで結構ですか、どうですか。それでよろしいんだとすれば、私はその部分でその会合の席上で持っていきたいと思いますけれども、まさに二重的な部分になるわけですよ。

○議長（小松原 俊）

企画課長。

○企画課長（齋藤啓一）

総合支所をそれぞれ3町に設けるわけでございますけれども、総合支所の名称に、まだ正式には決まっていないわけでありまして、八幡、平田、松山の名称は何らかの形で入らないとなかなか区別がしにくいという状況が想定されております。でありますので、そういった団体等の名称をする場合は、総合支所の名称、これらも十分参考にさせていただいて決めていただくということになるというふうに思っております。

なお、商工会につきましても、商工会議所、あるいは3町の商工会での話し合いということの場がこれから持っていただくということになっておるわけでございますけれども、その商工会につきましてもそれぞれの主体性があるわけでございますので、それを尊重し

ながらその名称について検討をしていただくと。その中で我々もいろいろご協力できますところはご協力を申し上げていくということだというふうに思っております。

○議長（小松原 俊）

ほかに質疑の方、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小松原 俊）

ほかに質疑がないようですので、質疑を打ち切り、ただいまから討論を行います。最初に、本案に反対の方の発言を許します。

（「反対討論なし」の声あり）

○議長（小松原 俊）

反対討論がないようですので、直ちに採決を行います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松原 俊）

ご異議ないものと認め、採決を行います。

議第4号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松原 俊）

全員賛成。議第4号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合については全員賛成。よって、本案は可決することに決しました。

引き続き採決を行います。

議第5号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松原 俊）

全員賛成。議第5号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議については全員賛成。よって、本案は可決することに決しました。

引き続き採決を行います。

議第6号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松原 俊）

全員賛成。議第6号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴い新たに設置される酒田市の議会の議員の定数に関する協議については全員賛成。よっ

て、本案は可決することに決しました。

引き続き採決を行います。

議第7号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松原 俊)

全員賛成。議第7号 酒田市、飽海郡八幡町、同郡松山町及び同郡平田町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議については全員賛成。よって、本案は可決することに決しました。

(以下省略)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成17年3月17日

平田町議会議長

小松原 俊

平田町議会11番議員

冨 樫 文 雄

平田町議会12番議員

阿 部 時 男

平田町議会14番議員

阿 部 正 次

上記は会議録の抄本であることを認証する。

平成17年3月18日

平田町議会議長 小松原

